

橋本市人権施策基本方針

(第二次改訂版)

令和3年(2021年)3月

橋 本 市

人権が尊重され一人ひとりが

心豊かに暮らせる橋本市を目指して

橋本市では、人権施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針として、平成 17 年 3 月に「橋本市人権施策基本方針」を策定しました。

また、平成 18 年 3 月の橋本市と高野口町の合併により新橋本市の人権施策の指針として、平成 20 年 3 月に改訂を行い、市民一人ひとりが個人として尊重され、心豊かに安心して暮らせる社会づくりに努めてまいりました。

その後、国においては日本国憲法の基本的人権の享有を柱としながら、平成 28 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」など人権に関する法律が新たに施行されています。

しかしながら、あいかわらず児童虐待やいじめなど子どもの人権課題、女性や高齢者、障がい者などに関わる様々な人権侵害や部落差別などの差別事件が起こっている現実があり、またインターネットによる人権侵害や L G B T などの新たな人権課題も、情報化の進展や多様化の流れの中で生じています。

このような現状と課題への対応を行うために、本基本方針の第二次改訂を行い、国や県とも連携し、さらに企業、団体との協働により、本市の人権施策を総合的に推進してまいります。市民のみなさまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、この度の基本方針の改訂にあたり、熱心にご審議いただいた「橋本市人権尊重の社会づくり審議会」の委員の皆様、また、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に、厚く感謝申し上げます。



令和 3 年 3 月

橋本市長 平 木 哲 朗

目 次

第1章 基本方針策定への基本的考え

1. 基本方針改訂の趣旨	1
2. 人権の基本理念	1
3. 二度にわたる大戦の反省から（国際的な動向）	2
4. わが国における人権確立の教訓（国内の動向及び県の取組）	3
5. 人権尊重の社会づくりに向かって（本市の取組）	4
6. 人権施策の基本理念	5

第2章 人権施策の推進

1. 推進のための方向	6
(1) 人権尊重の社会を実現するための組織・体制	6
(2) 共生のまちづくり	6
(3) 地域共同体の機能の強化	6
(4) 専門的機関としての役割	7
(5) ネットワークの形成	7
(6) 相談窓口の充実	7
(7) 推進行動目標の設定	8
2. あらゆる生活場面における取組	9
(1) 人権尊重の育成	9
(2) 家庭教育	9
(3) 幼児教育・学校教育	10
(4) 社会教育	10
(5) 市民啓発	11
(6) 市職員・教職員、医療・福祉関係者の研修	11
(7) 地域社会・市民団体・企業などでの取組	11
(8) 人材の育成	12

第3章 分野別施策の推進

1. 分野が特定しえない人権課題	13
(1) 公権力と人権	13
(2) 環境と人権	13
(3) 情報と人権	14
(4) その他の人権	15
2. 分野別の人権	16

(1) 女性の人権	16
(2) 子どもの人権	18
(3) 高齢者の人権	20
(4) 障がい者の人権	22
(5) 同和問題（部落差別）	24
(6) 外国人の人権	26
(7) 感染症および難病等患者の人権	28
(8) 犯罪被害者および家族の人権	30
(9) 刑を終えた人の人権	32
(10) 性的少数者の人権	34
(11) インターネット上の人権	36
(12) その他、今後に取り組むべき人権課題	38
3. 私たちが本当に考えるべきもの	44
(1) 人権侵害の内容	44
(2) 人権文化の創造をめざして	44
(3) 響き合う優しい心を	45

第4章 施策推進のための体制づくり

1. 人権尊重の社会づくり審議会	46
2. 庁内推進体制	46
(1) 人権行政推進本部	47
(2) 幹事会	47
3. 市民参加による推進体制	47
(1) 地域を基盤とした人権運動	48
(2) 人権を考える市民団体との連携づくり	48
(3) 相談・支援・救済の体制づくり	49
4. 目標値の設定一覧表	50
結びにかえて	51

○用語の解説	52
--------	----

《資 料》

1. 橋本市人権尊重の社会づくり条例	64
2. 橋本市人権尊重の社会づくり審議会規則	66
3. 橋本市人権尊重の社会づくり審議会委員名簿	67
4. 審議会における改訂版策定の経過	68

5. 橋本市男女共同参画推進条例	69
6. 橋本市部落差別の解消を推進する条例	73
7. 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を 原因とする人権の侵害を防止する条例	75
8. 橋本市人権教育基本方針	78
9. 世界人権宣言	81
10. 日本国憲法（抄）	83
11. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	85
12. 「人権擁護都市宣言」に関する決議	87
13. 法律及び条約等の名称一覧	88
14. 人権関連年表	91

※ 本文の中で（＊）を付した言葉は、「用語の解説」に説明を掲載しています。

またこの指針では、法律及び条約の名称は、原則として略称を使用しています。略称を使用している法律及び条約等の正式名称については、巻末の資料に掲載しています。

第1章 基本方針策定への基本的考え

1. 基本方針改訂の趣旨

本市は「橋本市人権施策基本方針」に基づき、さまざまな人権課題の解決に向けた取組を進めてきました。そして、平成27年（2015年）には男女共同参画の取組を推進するため、「橋本市男女共同参画推進条例」を施行するとともに、本条例の第8条には「性別による権利侵害の禁止」条項を盛り込みました。これは、セクシュアルハラスメントやDV等による暴力の問題が顕在化してきていることや、性が多様化する中で、性的少数者（LGBT）^(*)の人権問題がクローズアップされてきていることを背景としています。

また令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、感染者等への心無い誹謗中傷がインターネット等でも数多く発生している状況があります。同時に、仕事の休業などによる生活不安や外出自粛のストレス等により、家庭内での児童虐待やDVの増加及び深刻化の問題も起こっています。

このような近年の人権をとりまく社会情勢の複雑化・多様化、あるいは国際化、さらには急激な情報化の進展に伴って、取り組むべき新たな人権課題が生じてきているという現状があります。本市としては、これらの社会情勢の変化に適切に対応するとともに、国の法令等との整合性も図りながら、将来に向けた市の人権施策をさらに進めていくための新たな指針を示す必要があることから、今回必要な改訂を行うものです。

2. 人権の基本理念

私たちは、一人の人間としてこの世に生を受け、育ち、学び、働き、そして生活しながら次世代を生み、育て、老いて子孫に人間の生涯について伝え、やがてその生涯を閉じていきます。この一生を支えるために、近代憲法は、すべての人が個人として生存するのに欠かすことの出来ないもの、すなわち「生命、自由、財産」を自分のものにすることを他の何ものにも勝る権利として、最大限に尊重することにしました。

日本国憲法もこれと同じく、国民が「個人」として尊重されるということ、すなわち「人間の尊厳」の確立に国家存立の究極の理由を求め、「すべて国民は、個人として尊重され」「生命、自由及び幸福追求」は「国民の権利」として、「公共の福祉に反しない限り、最大限に尊重」されることを明示しています。（日本国憲法第13条）

人間が個人として尊重されるということは、各人が偶然に身をおいている場所、環境のゆえに尊重されるのではなく、人格そのものが、他の要素とのかかわりに全く関係なく尊重されるということです。

人種や性別その人の出生地などの先天的なもの、社会的地位や生活環境などの後天的なものによって尊重されるのではなく、人間としての人格を備えたその存在自体が尊厳性の主体となるということです。

人間は、自分の喜びを喜びとして感じ、自分の痛みを痛みとして感じ、それに基づく自己の意思決定を自らで行うことの出来る存在として捉えられねばなりません。

ここには、先天的、後天的な環境を取り除いた人間個人の姿が存在しているのです。

日本国憲法では、人はみな「法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（日本国憲法第 14 条）と具体的に例示して、平等の考え方を確認しています。

しかし、現実にはいろいろな理由をつけて、「自由及び幸福追求の権利」や「法の下に平等」が制限されたり、奪われたりすることがあります。私たちはこうした事実を人権侵害（差別）と呼んでいます。

人権侵害の背景には社会による排除・摩擦や社会からの孤立というものがあります。「社会による排除・摩擦」や「社会からの孤立」をつくりだす要因は社会そのものの仕組み、特に民主主義の発達の程度と深く結びついています。民主主義が未成熟な社会では人権侵害そのものが問題とはされず、差別を受ける本人の個人的弱点とみなされがちです。私たちは、この社会の「排除体質」を根本から変革し、お互いが支えあう社会、「社会的包括（ソーシャル・インクルージョン）^(*)」を築いていく必要があります。

こうしたさまざまな問題を抱えながら、時代を超えて、基本的人権はそれぞれの国の内部における民主主義の課題として取り組まれ、確立・拡充してきました。

3. 二度にわたる大戦の反省から（国際的な動向）

基本的人権を破壊する最も大きなものは戦争です。昭和 23 年（1948 年）の世界人権宣言は、「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらした」として、20 世紀における二度にわたる世界大戦の反省から、個人にかかわる基本的人権の保障を国際社会の課題として取り組もうと宣言しています。

その後国際連合はこの世界人権宣言を具体化し、各国に実施を義務づけるための基本的な条約として、「国際人権規約^(*)」、「人種差別撤廃条約^(*)」、「女子差別撤廃条約^(*)」、「子どもの権利条約^(*)」などを採択するとともに、他方で「国際人権年^(*)」「国際婦人年^(*)」「国際児童年^(*)」「国際障害者年^(*)」「国際識字年^(*)」「国際高齢者年^(*)」など国際的な取組を通して各国に人権確立の取組を推進するように呼びかけてきました。

世界規模の戦争の危機は乗り越えてきていますが、例えば東西冷戦構造崩壊後に期待された世界平和は、その後逆に遠のき、人種、民族、宗教などによる対立が表面化し、世界の至るところで局地的な戦争が多発し、貧困・飢餓・難民問題などは、世界各地で深刻な人権侵害をもたらしています。

戦争は社会による排除・摩擦の最も大規模なものであり、自分たちの国家や民族の価値観で他の国家や民族の価値観を否定し、排除し、支配しようとするものであり、多大の犠牲者を他国民だけでなく自国民内にもつくり出しました。

このような厳しい状況を背景として、国際連合は平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」と定め、すべての政府に人権教育を実施するよう行動計画を示し、人権教育を通して人権の文化を世界に築くための国際的な取組が展開されました。さらに、平成 16 年（2004 年）12 月の国連総会において、この行

動計画を受け継ぎ、全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を採択しました。また、平成 18 年（2006 年）には「障害者権利条約」も採択されています。

4. わが国における人権確立の教訓（国内の動向及び県取組）

わが国固有の人権侵害である同和問題（部落差別）は、封建時代の被差別身分の人々の集落であった地域社会に対する他の地域社会からの排除・摩擦の典型です。前近代社会（封建時代）における身分による価値観は、それを否定して誕生した近代社会において解消するはずでしたが、わが国にあっては生き続け、新しい日本国憲法下においてもなお存続し続けました。

戦後、和歌山県では、本問題克服に向けて「^(*)責善教育」という名の同和教育が行われ、また国に先駆けて同和問題（部落差別）の解決を重要課題と位置づけ補助制度を創設するなどの同和対策が推進されました。本格的な取組に発展するのは、昭和 40 年（1965 年）の「同和対策審議会答申」と、これが政策として具体化された昭和 44 年（1969 年）の「同和対策事業特別措置法」制定からです。

こうした中で、権利回復をめざす人々や団体を中心として、大きな社会運動が展開されました。そして、これに応える形で学校教育・社会教育の現場では民主主義や人権の教育が展開され、差別することの不合理性が認識され、本問題の解決を願う多くの支持者をつくり出しました。

また、行政は就職差別を始めとするさまざまな人権侵害の解決のために平成 14 年（2002 年）3 月まで特別な対策を実施してきました。

この問題の解決に向けて取り組まれた実践は、実態的差別をほぼ解消するまでに至り、平成 14 年（2002 年）3 月に同和対策という特別対策は終結しました。このような状態が作り出された取組は他には例がありません。女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人の問題等々、社会による排除・摩擦や社会からの孤立を克服する課題が社会問題化していく中、その意味で同和問題（部落差別）解決に向けたこの 33 年間の取組は、わが国における人権確立の取組に大きな教訓を残しました。

そして、これらの教訓は、その後のさまざまな人権課題の解決に向けた取組へ繋がっていきます。平成 5 年（1993 年）に「障害者基本法」、平成 7 年（1995 年）に「高齢社会対策基本法」、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」、平成 12 年（2000 年）に「児童虐待防止法」、平成 13 年（2001 年）には「^(*)DV 防止法」が、それぞれ施行されています。

また、人権教育・啓発に関する施策の推進については、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めることを目的として、平成 12 年（2000 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、平成 14 年（2002 年）には「人権教育・啓発に関する基本計画」が、国において策定されています。

さらに平成 23 年（2011 年）には、東日本大震災や紀伊半島大水害が発生するなど、相次

ぐ自然災害に見舞われ、また多くの尊い命が奪われたことを契機に、人と人との絆の大切さが再認識される一方で、風評被害による人権問題や避難所等における人権問題など、新たな問題も生じています。

こうした状況の中、国においては、平成 25 年（2013 年）の「いじめ防止対策推進法」施行、平成 26 年（2014 年）の「子どもの貧困対策法」施行に続き、平成 28 年（2016 年）には、「障害者差別解消法」、「^(*)ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」の 3 つの法律が施行されました。このうち「部落差別解消推進法」の施行は、その第 1 条（目的）に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」とあるように、近年、急激な情報化の進展に伴って、インターネット上における様々な誹謗・中傷や人権侵害に繋がる書き込み等が年々増加していることが背景にあります。今後さらに、人権侵害による被害を救済するための新たな制度の必要性が求められているところです。

一方、和歌山県においても、昭和 23 年（1948 年）に国に先駆けて市町村が実施する地方改善事業に対する補助制度を創設して以降、昭和 27 年（1952 年）に「和歌山県同和問題研究委員会」を設置、さらに昭和 31 年（1956 年）にはこの会を「和歌山県同和委員会」に発展的に改組しながら、国の動向に即した形で新しい取組を進めていきました。平成 14 年（2002 年）には「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、同時に各種の人権啓発事業や研修事業、あるいは人権相談業務など、人権に関わる総合的な取組を進めるための拠点となる「和歌山県人権啓発センター」を設置し、平成 16 年（2004 年）には「和歌山県人権施策基本方針」を策定しています。

5. 人権尊重の社会づくりに向かって（本市の取組）

同和問題（部落差別）の解決に向けて取り組んできた成果と経験は、すべての人権擁護の取組に生かさなければなりません。今日までの取組を見つめると、今後の総合的な地域支援政策として学ぶべき実践が多数あるということが分かります。

こうしたことを背景として、人権が尊重される明るい社会づくりを推進するために、たゆまぬ努力を傾注することを決意し、旧橋本市では平成 14 年（2002 年）6 月「橋本市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成 17 年（2005 年）3 月「人権施策基本方針」を策定したところです。

また、平成 18 年（2006 年）3 月 1 日に橋本市と高野口町が合併し、新橋本市が誕生する中で、この条例の理念を継承し新たに「橋本市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、さらに同年 6 月には新たに「人権擁護都市宣言」に関する決議がなされたところです。

この条例は「人権尊重の社会づくりを進めるに当たり、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現を図る」（同第 1 条）ことを目的とし、今後の本市の進むべき道を明らかにしました。そして、平成 19 年（2007 年）3 月に「橋本市人権教育基本方針」を策定するとともに、平成 20 年（2008 年）3 月には、新市として「人権施策基本方針」の改訂を行い、今に至っています。

本市行政の役割は「あらゆる施策の実施に当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、人権に関する必要な施策を推進する」（同第2条）ことであり、市民の役割は「あらゆる場や機会において互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重される社会の実現に努める」（同第3条）ことです。

本市行政には市民の人権を保障する責務があり、憲法が保障する自由及び権利は、市民の不断の努力によってこれを保持しなければならない義務があることを、日本国憲法の理念に従い具体化したものです。

6. 人権施策の基本理念

人権という用語は、国権すなわち公権力との関係で用いられてきたものです。その現れ方は歴史的、社会的に異なってきます。しかし、人間らしく生きることができる社会の発展を求める考えであるという点で普遍的であり、それは固定したものではなく、また国権・公権力から与えられるものでもありません。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」との世界人権宣言の理念は、これを侵害しようとする公権力に対する警告です。

人権尊重の社会づくりを推進するということは、「このまちに、住んでみたい・住んでよかった」と思えるまちづくりの実現をめざすことであり、そのためには、行政主導型から、市民と行政が互いに持つ資源を出し合い、一緒になってまちづくりに取り組む協働型へ転換しなければなりません。

そして、私たちが生活する地域社会の隅々にまで、日本国憲法の理念が行き渡るような状態をつくり出すことをめざして、人権保障の施策の総合的な推進に取り組んでいきます。

第2章 人権施策の推進

1. 推進のための方向

現代社会において、すべての人が人間らしく生きるために、個人の生命と自由を保障し、それに財産権と法の下での平等を加えて「自由権」とし、市民一般を守ることとしています。

それに対して、具体的に、社会的・経済的に弱い立場のある人達に目を向け、個人の生活が困難な市民に対して何らかの社会的支援を保障するものを「社会権」としています。

この2つの権利を「人間の尊厳の確立」という共通の目標のもとに調和させ、その実現により、市民一人ひとりの幸せな生活条件を整備し、すべての市民が対等・平等な人間関係の中で、この地域社会で安心して暮らすことのできる環境をつくることこそ緊急の課題です。

(1) 人権尊重の社会を実現するための組織・体制づくり

① 人権行政推進体制等の整備

人権尊重の社会づくりは市政の重要な柱と位置づけ、橋本市人権施策推進本部を核として総合的な人権施策に取り組んでおり、今後もこれを継続していきます。なお、人権施策の推進にあたっては、すべての部局がこの基本方針を踏まえ、連携を図り、情報を共有しながら諸施策を積極的に推進します。

② 社会的援護を必要とする人のための組織づくり

社会的援護を必要とする人を支援するには、専門的知識・豊富な経験や幅広い視野に立って相談できる人材等が必要です。

民間の相談員や各地の支援センター、あるいは最近ではこれらの運営を行うNPO^(*)法人などがありますが、これらの個人や組織を育成・支援し、当事者が参加しやすい環境づくりを支援します。

(2) 共生のまちづくり

地域社会における排除や摩擦、あるいは地域社会からの孤立などの問題を未然に防ぐために、住民がそれらの問題の不合理に気づき、当事者と思いを一つにし、共に生きることのできるまちづくりを推進するための効果的な啓発に努めます。

(3) 地域共同体の機能の強化

人権尊重の地域社会を実現するには、地域内のさまざまな団体・組織、例えば、子ども会、青年団体、女性団体、老人会や企業組織など地縁的組織が、組織内での人権侵害問題を生じさせないために、あらためて自らの組織を見直してする必要があります。

そうした努力が近隣とのつながりを好まない住民層を減少させ、地縁的組織の空洞化に歯止めをかけ、地域社会の再生に道を開いていきます。これが、地縁的關係だけではなく個人の尊厳も尊重する組織へと発展する体質改善の決め手となります。ついては、こうし

た組織へあらゆる機会を通して啓発に努めます。

(4) 専門的機関としての役割

人権尊重の社会づくりを推進していくためには、地域社会による排除・摩擦や社会からの孤立によって生じた社会問題を人権侵害問題として捉え、相談に乗り、その問題解決を支援・援助できる専門的機関が必要です。今後、国における動向を見守りつつ、適切に対応するとともに、和歌山県、伊都振興局、橋本保健所、和歌山地方法務局橋本支局及び橋本人権擁護委員協議会橋本市部会など、関係機関とも連携しながら、市もその役割の一翼を担っていきます。

(5) ネットワークの形成

当事者組織・支援のための組織・支援する専門的機関（橋本人権擁護委員協議会、福祉・医療・教育機関など）や、さまざまな組織によるネットワークづくりに努め、人権侵害の予防と早期発見、相談・支援・援助の活動に努めます。

(6) 相談窓口の充実

橋本市では、平成 29 年（2017 年）度から新たに「橋本市女性電話相談」事業をスタートしました。この事業は、配偶者等からの暴力をはじめとする家庭内での人権侵害の問題や、男女の固定的性別役割分担意識から生じる問題など、女性が抱える様々な悩みについて、男女共同参画の視点に立って相談者の悩みを聴き、相談者とともに考えながら、相談者自身が問題解決の糸口を見つけられるように支援していくことを目的としています。平日の午前中に女性相談員が待機して電話相談への対応を行っており、相談体制の充実を図っています。

また、平成 30 年（2018 年）に実施した「橋本市人権に関する市民意識調査」の結果によると、「過去 5 年間に人権が侵害された経験がある」と答えた市民が約 17%ある中で、公的機関の相談窓口を利用した市民が非常に少なく、また、同和問題（部落差別）を解決するために教育・啓発・相談活動の充実が求められています。橋本市には福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として 4 つの文化センターがあり、啓発や広報活動、地域の交流事業等を実施しており、地域に密着したコミュニティセンターとしての役割も果たしています。同時に、人権相談を含めた地域住民のさまざまな相談にも対応できるよう、相談窓口としての役割も担っており、今後も引き続き、相談体制の充実にも努めていきます。相談はいつでもどこでもできる環境を整えることは重要な施策であり、市の各部署におけるさまざまな相談窓口を充実させていくことが重要です。

併せて、橋本市には法務大臣からの委嘱を受けた民間人の人権擁護委員が、橋本人権擁護委員協議会橋本市部会を組織し、特設人権相談窓口を開設するなど、相談事業を中心にさまざまな人権啓発活動を行っています。

(1) 人権を侵害された経験

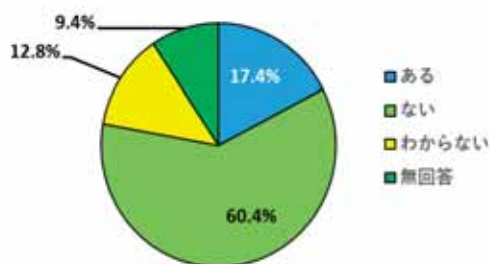
「あなたは、過去 5 年間に、自分の人権が侵害されたと思うことがありましたか」という問いに対し、「ない」が 60.4%で最も多く、「ある」は 17.4%、「わからない」は 12.8%ありました。

前回調査では、選択肢にやや違いがあるものの「差別を受けたことがある」と

「人権を侵害されたことがある」を合わせると 12.6%であったことから、人権を侵害された経験のある人は、4.8ポイント増という結果になっています。

人権侵害を受けた経験が「ある」と答えた 150 人に対しその時の対応をきいたところ、「何もしなかった、我慢した」と「回答なし」を合わせると 54.0%で、それらを除いて、4 割以上は何らかの対応を行ったことになります。

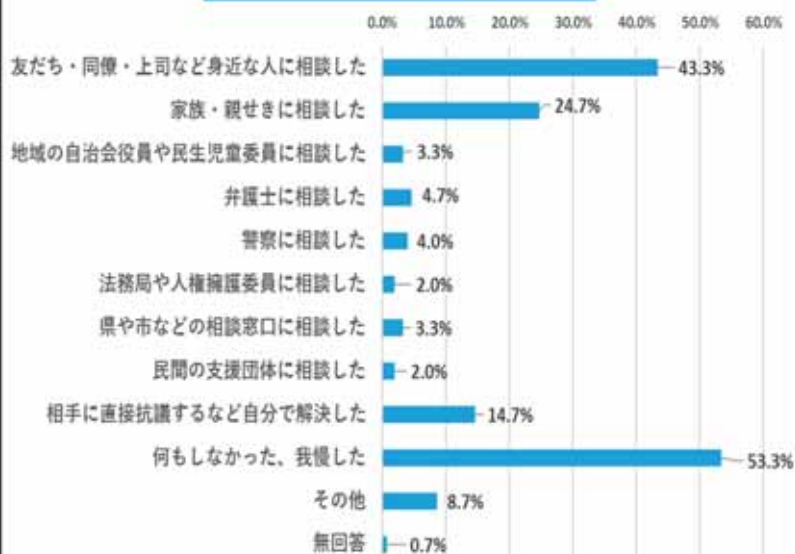
過去5年間に自分の人権が侵害されたと思うことがあったか



(2) 人権侵害への対応

最も多いのは「友だち・同僚・上司など身近な人に相談した」が 4 割以上ある一方で、「警察」「法務局や人権擁護委員」「県や市」等の公的な窓口へ相談したのは、いずれも 5%に満たない結果となっています。

人権侵害への対応 (複数回答、N = 150)



※出典：橋本市人権に関する市民意識調査報告書（平成 30 年度）

(7) 推進行動目標の設定

橋本市長期総合計画にも掲げているように、「市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、ともに生き、ともに支えあう地域社会の構築を目指す」ことを目的とし、人権施策の推進をより実行性のあるものとするため、本基本方針を基に推進行動の目標を設定します。

2. あらゆる生活場面における取組

前記の「推進のための方向」による取組に、市民一人ひとりが自主的に参加できる知恵と力を身につけるために、あらゆる生活場面において人権教育・啓発を推進します。

(1) 人権尊重の育成

旧橋本市では平成 12 年（2000 年）12 月、旧高野口町では平成 13 年（2001 年）2 月に社会的な不合理に対する市民、町民の考え方・意識を知るため、市民意識調査を実施しました。

この調査結果等を受けて、人権啓発推進委員会を組織して、新しい広がりを持った人権啓発活動に取り組んできました。

そして、新橋本市の誕生を機に、今までの人権啓発のための活動方針を引き継ぎ、橋本市人権啓発推進委員会を組織して、さまざまな啓発に取り組んでいます。また、委員の自主的な活動を推進するために、別組織として橋本市人権啓発推進連絡協議会を設けて地区単位での啓発活動に取り組んでいます。

また、市民意識調査については、市民の人権に対する意識を図ることを目的に、その後も継続して実施してきているところであり、平成 22 年（2010 年）10 月及び平成 30 年（2018 年）3 月にそれぞれ「人権に関する市民意識調査」を実施し、平成 23 年（2011 年）3 月及び平成 31 年（2019 年）3 月に、それぞれ報告書として取りまとめています。

地域社会を基盤とした家庭や保育園・幼稚園・小学校・中学校における人権教育、市民啓発・行政職員研修の実施、企業や住民組織による人権問題の取組などの展開により一定の成果をあげています。

とりわけ人権尊重の地域社会をつくるためには、市民一人ひとりが主体的な活動を展開することを通して、人間の尊さや人権について理解することが大切であり、家庭や地域社会、保育園、幼稚園、学校、職場など生活のあらゆる場面において、生涯を通じて人権尊重の心を育んでいけるよう人権教育・啓発を積極的に推進します。

(2) 家庭教育

家庭は子どもに対して生命の尊さや、社会生活を送る上で必要かつ基礎的なことがらを教えるという重要な機能を担っています。

しかしながら、近年核家族化や少子化等家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭での祖父母・親子のふれあいが希薄になるとともに、不正やルール違反を許容したり、自由と利己主義をはきちがえ義務・責任を忘れたりする風潮など、大人のモラルの低下と相まって、家庭の教育機能が大きく低下しています。

また、子どもや高齢者に対する虐待やDVなど様々な人権問題が顕在化し大きな社会問題となっています。

このために、家庭で一人ひとりの命や人権が大切にされる教育が行われるよう、人権や子育てに関する学習機会や情報の提供を行うとともに、家族のふれあいや対話を通じて人権意識の高揚が図られるように、家庭教育支援を行います。

(3) 幼児教育・学校教育

- ① 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることが、その後の成長を確かなものにします。

幼児期にふさわしい生活や遊びを通じて、人権を大切にする心を育てる保育を進めるとともに、集団生活の中で、人と関わる力や共に活動する力を育て、子ども一人ひとりの特性に応じて、豊かな人間性が育まれる保育を推進します。

- ② 小・中学校では、子ども一人ひとりの尊厳と権利の擁護を大切な課題としながら人権教育に取り組む必要があります。

あらゆる機会や場において人権が尊重される教育環境を作り、子ども一人ひとりが自分の意見や主張をしっかりと持ち、他人の意見をしっかりと受けとめ、一人ひとりの立場や考えの違いを認め合い、尊重し合い、支えあえるような教育実践を積み重ねることが大切です。子どもを取り巻く大人が子どもたちの人権についての理解を深め、豊かな人間性や人間関係を育て、さまざまな人権課題に対し具体的な態度や行動で取り組める子どもの力を育てます。

また人権教育は、子どもの発達段階に応じ、教育活動全体を通じて計画的・系統的に推進していくとともに、学校教育だけでなく、家庭や地域社会の協力も得ながら、小学校区・中学校区地域住民と一体となって推進していく必要性があります。

引き続き、命の大切さや他人の痛みが理解できる心を育み、「いじめ」など、あらゆる人権侵害を許さない態度が身につくよう実践力の育成を図ります。対策として、スクールカウンセラーや教育相談の取組を実施しています。

(4) 社会教育

今日の科学技術の高度化・情報化・高齢化などの急速な社会状況の変化に適切に対応し、充実した生活や心豊かな人生を過ごせるよう、社会教育施設を充実し、生涯にわたっていつでも、どこでも自由に学習する機会が得られるように努めてきました。

特に人権教育については、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題について学習会や研修会を実施して、一人ひとりが自分らしく生きることができる自己の実現と、多様な文化、習慣、価値観等を持つ人々が互いの人権を尊重し、違いを認め合い、豊かな社会生活を送ることができるよう、人権教育の推進に努めてきました。

今後も、市民一人ひとりが、人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身につけるとともに、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接したとき、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識に現れるような人権感覚を、しっかりと身につけることが出来るよう、継続した人権教育を推進します。

(5) 市民啓発

本市では各種の人権問題に関する講演会や研修会を開催していますが、旧橋本市での市民意識調査では、参加度の高さに比例して人権擁護に関する取組や世界人権宣言・条約等についての理解も高くなっています。こうした傾向は居住意思の高い市民ほど高く、また隣近所との付き合いの程度が濃いほど高いという結果となって現れています。

本市では人権と福祉のまちづくりに自主的に参加していこうとする地域住民が育ちつつあり、これをより一層高めていくために、手法等を検討し効果的な取組を行います。

地域の各種団体、人権啓発推進委員会等と連携しながら、それぞれの地域社会の課題に見合った講演会・研修会の開催に努め、人権と福祉のまちづくりを推進する地域住民の暮らしのネットワークづくりに努めます。

(6) 市職員・教職員、医療・福祉関係者の研修

市職員・教職員等公務員、医療職・福祉職に就く者は、人権意識の高揚と、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。

こうした人たちを対象とする人権研修は、市職員や教職員等にあつては、毎年、新規採用職員から管理職員までの各層を対象とした基本研修の中に人権研修を取り入れ、実施しています。研修形態も講義型のものから、体験学習型のものへと移行しつつあり、地域社会の実態・現実に触れる研修も増えつつあります。これらに加えて、民間の研究機関等が実施する研修会等にも職員を派遣し、高度で専門的な知識の習得に努めています。

今後、市民の暮らしや、暮らしの現実に見られる人権侵害に気づき、人権侵害を予防できる感性と実践力を持つことができるよう、より一層職員研修に力を注ぎ、また参加型・体験型の研修を取り入れ、人権の担い手としての自覚と規律を高めるよう努めます。

また、民間の医療機関や福祉施設においては、関係部局が機会をとらえて人権研修の実施をするよう働きかけるとともに、必要な情報の提供などに努めます。

(7) 地域社会・市民団体・企業などでの取組

- ① 地域社会での人権啓発活動を推進するための母体として橋本市人権啓発推進委員会を組織しています。ここでは地域社会における不合理、克服すべき地域的課題を明らかにし、すべての市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざして、さまざまな形態での人権啓発活動を展開しています。

人権問題の解決に積極的に取り組もうとする方々によって構成されている橋本市人権啓発推進委員会などは、その性格からして地域での人権擁護の取組を促進していくために有効な組織であり、人権啓発推進のモデル地区となるような活動を展開している地域も誕生しており、こうした地域社会における草の根活動を積極的に支援します。

- ② 企業は地域社会を構成する重要な一員であり、地域住民に働く場を提供するという社会的使命を持っています。職場は勤労者にとって、人生の大半を過ごすところでも

あり、さまざまな人生観・価値観を持った人々が集まる場所です。

本市にあっては企業が社会的使命を果たし、併せて人権が尊重される職場づくりを進めるために、経営者による自主的組織がつくられ、経営者の意識改革はもとより従業員に対する人権研修が積極的に取り組まれ、深刻な不況下にあっても不当な解雇、人権侵害等が起きない職場づくりに取り組んできました。

また、これに加えて、特に新たに本市で企業活動を開始する企業や新任・新入社員等に対し、本市の「人権尊重の社会づくり」の実情とその現実を説明し、正しい認識を得るための活動を展開していくとともに、「はしもと出前講座」^(*)制度を活用しながら、企業や各種団体からの要請を受けて、地域に入って積極的かつきめ細かな啓発活動を進めて行きます。

今後もハローワーク（公共職業安定所）や労働基準監督署、関連行政機関等とも連携しながら、市内のすべての企業が協力・協働していただけるように働きかけるとともに、社員研修などに取組、地域社会の不合理を解決する社員を養成する人権教育を展開し、働いてよかったと実感できる職場を実現できるよう、啓発に努めます。

- ③ 橋本市人権啓発推進委員会及び橋本市人権啓発推進連絡協議会はさまざまな人権課題を受け止めて、すべての小学校区において、あらゆる公的施設（保育園・幼稚園・学校・公民館・集会所等）を拠点として、人権尊重の地域づくりを展開する必要があります。現在は生涯学習の時代であるという指摘に代表されるように、あらゆるライフステージにおいて人権について学びたいとする市民のニーズに応えるため、地域社会の身近な親しみある場所で人権啓発にかかわる集いを実施できるよう支援します。

（８） 人材の育成

人権教育を推進するためにはリーダー（指導者）、ファシリテーター^(*)（会議等の進行支援者）が必要であり、人権教育の第一線に立つ人材を養成しなければなりません。

あらゆる機会を通して市民団体にリーダー、ファシリテーター養成の研修・学習への参加を働きかけ、身近な場所で人権を語り合うことができる地域社会を実現する一助とします。また多様な研修会活動、懇談会活動を展開するために、それらを企画・立案できる人材の発掘や活用にも力を注ぎます。また、「橋本市女性電話相談」^(*)事業を継続的に実施していくため、相談員のスキルアップ及び新たな相談員の養成等に取り組めます。

第3章 分野別施策の推進

本章では、人権施策を推進するとき、その推進がより効果的に行えるよう、人権侵害の対象となるべき当事者を分野別に分け、それに対して個別の施策の基本的方向を示すこととします。

もとより人権は、互いに重なり合って現実の社会に存在しているものですが、その個別性と他の人権との共通・普遍性とを十分認識して取り組まねばなりません。

また、このような分野別の人権とは別に、対象となる人や分野が特定されず、すべての人々が人権侵害に関する当事者となりうるものがあります。日本国憲法には明確な規定はないものの、戦後の社会情勢の変化を背景にして、近年、「新しい人権」として、これらの問題の重要度が増してきています。「新しい人権」には、例えば、環境権、プライバシー権、自己決定権、知的財産権、あるいは知る権利などが挙げられます。

以下に、分野が特定しえない一般的な人権課題及び分野別の人権を示すことにします。

1. 分野が特定しえない人権課題

(1) 公権力と人権

基本的人権の保障に至る歴史は、そのまま専制権力の暴虐と圧制に対する抵抗の歴史でもありました。1776年のアメリカ独立宣言や1789年のフランス人権宣言は、極めて象徴的な民衆の勝利のしるしでした。

いずれの国においても、人権侵害の多くは国家権力の濫用によって生じたものであり、わが国においては、^(*)ハンセン病にかかわる人権侵害は公権力の圧政や怠慢による典型的な人権侵害の例といえます。また、わが国固有の部落差別や女性差別などもこうした面を多分に含んでいたといえましょう。

公権力による人権侵害は、行政行為そのものよりもむしろその構造上から生じるものが多く存在しており、法律・制度などの中に、過去において当然のことのように見過ごされてきたことが、近年の人権意識の向上や人権尊重の流れの中で改めて人権侵害として取り上げられるようになってきたものなどが、例えばこれに当たります。

また、近年、刑務所や警察、福祉施設、医療機関、学校などにおける、職員による暴力や虐待が大きな社会問題になっています。こうした職務に従事する者は、全体の奉仕者としての精神や人権意識を常にもって国民の人権を侵害しないよう努めなければなりません。

本市においては、市が制定する条例その他の制度の運用により、市民の人権を十分に尊重するとともに、職員の言動によって市民の人権が侵害されることのないよう、人権重視の行政を推進します。

(2) 環境と人権

19世紀以来の産業社会の発展は、生活に役立つ物資やサービス面での便利さをもたらした反面、利潤追求第一の企業活動と相まって、自然の浄化能力をはるかに超える多量の汚

染物資やエネルギーを自然界に放出し、分解不可能な人工の有害物資を堆積するに至りました。

すなわち、工場廃液・産業廃棄物等による河川・港湾等の水質汚染や土壌汚染、工場のばい煙などによる大気汚染が生じ、周辺の自然環境・生活環境の悪化を招き、農林漁業を始め一般の人々の生活に被害を及ぼしてきました。また、東日本大震災により甚大な被害を受けた福島第一原発では、放射性物質による汚染水の貯水タンクが増え続けており、浄水システムにより浄化を行ってはいるものの、タンクが満杯になれば汚染水を海洋放出せざるを得ないとの見解もあります。

そして今日の環境問題は、特定の企業や限られた地域の問題から、地球規模の問題へと発展し、地球温暖化による生態系や自然環境への影響など、広域的かつ長期的な問題へとシフトしてきており、その対策は、より困難な課題となっています。今後は、「限りある資源」を次の世代へ引き継いでいくために、環境を守る責任を果たす必要があります。

本市では、「みんなで創る 自然が豊かなまち」を目指すべき環境像として「橋本市環境基本計画（第二次）」を定め、「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」の4つの分野に分けて、市民と、行政、企業がともに取り組んでいくこととしています。

地球温暖化対策の推進については、周辺の環境に配慮しながら再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、更なる省エネの促進と脱炭素化社会の実現に向けて、市民や事業者、学校等での啓発を進め、環境負荷の少ない日常生活や事業環境の普及を図っていく必要があります。

また、循環型社会の形成に向けて、ごみ分別ごとの収集方法や処分方法など制度面の見直しを進めるとともに、住民説明会や学校教育・生涯教育などの機会を通じた周知・啓発を進め市民による^(*)3R活動を推進していく必要があります。

今後の取組として、常に良好な環境を享受することのできる環境権を、人権問題として重要視する心を育てる教育・啓発に努めます。

(3) 情報と人権

氏名・生年月日・その他特定の個人を識別することが出来る情報は、その人だけが持ちうる個人情報であり、そのすべてが他人の侵害を受けることなく保障されなければならない「基本的人権」です。

今、プライバシーの権利は「個人情報の権利」として、現在の自由社会の最優先課題に位置づけられ、さらにその範囲を広げ、重要性を増しつつ発展しています。

また、高度情報化社会の進展により、企業等のもとより行政においても各種情報をコンピュータ処理することとなり、個人情報の流失など危険性が急速に高まっています。

こうした中、本市においては、平成15年（2003年）に制定された「個人情報保護法」及び「橋本市個人情報保護条例」等に基づき、個人情報の適正な保護・管理に努めています。

また本市では、平成24年（2012年）から、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、本人通知制度^(*)に取り組んでいます。

今後も、職員一人ひとりが情報に対する重要性を認識するよう研修等による意識の向上に一層努めるとともに、行政、警察、医療など関係機関との連携などにより、個人情報やプライバシー保護の徹底に努めます。

(4) その他の人権

このほか、憲法制定時には想定されてはいなかったものの、憲法で保障されるべきであるとの議論が国においてされている人権課題があります。主なものには次のようなものがあります。

・知的財産権

発明、考案、著作物、あるいは商標等の営業上の情報など、知的創造活動により生み出された成果について、その創作者の財産として一定期間の権利保護を与えるようにするための制度として、知的財産権制度があります。また、これにより、保護された権利を知的財産権といい、「知的財産基本法」により、その創造、保護、活用について規定されています。

また、知的財産権には、特許権、実用新案権、意匠権、商標権などがあり、近年、企業や大学・研究機関のみならず、政府においても「知的財産立国」として様々な施策が進められています。

・自己決定権

一定の個人的な事柄について、公権力やその他の外部から干渉されることなく、自由に決定することが出来る権利。日本国憲法で保障されている幸福追求権の一部と考えられています。公共の福祉に反しない限りにおいて尊重されるべきものです。例えば、医療における尊厳死を認めようとする考え方などがあります。

・知る権利

国民主権の深化を目指す観点から、国民が政府等の公権力が持つ情報の公開を求める権利として登場したのが「知る権利」です。知る権利は、一般に表現の自由の受け手の自由としてとらえられています。すなわち、表現の自由は、単に表現の送り手の自由のみならず、表現の受け手の自由も含むと解されています。平成 13 年（2001 年）には、「情報公開法」が施行され、情報公開請求権は具体的な権利として確立されています。

2. 分野別の人権

(1) 女性の人権

【現状と課題】

わが国では、女性・男性にかかわらず、お互いの人権を尊重し、ともに個性や能力を発揮できる社会づくりをめざしてきました。近年、女性の社会進出も次第に広がりを見せ始め、平成 11 年（1999 年）には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の時代へと、一步を踏み出すことができたところです。

しかしながら、全国的あるいは地方的な動向を詳細に見てみると、必ずしも女性の人権が十分に保障されていないことも多く、全ての人が真に平等で生き生きと暮らせる社会への道のりは遠いとも言われ続けています。

家庭や地域で、家事・子育て・介護等を中心に、未だ根強い「固定的性別役割分担意識」が残っていることもあります。女性の自己実現を十分に保障できないような、教育、職場、その他さまざまな社会的な制度のあり方も、完全には改善されたとは言いきれません。最近では、セクシュアルハラスメント、DV、ストーカーなど、女性の犯罪被害の深刻化も指摘されているところです。一方でこれに対応する形で、平成 13 年（2001 年）には「DV防止法」が施行されています。さらにまた、平成 28 年（2016 年）には「女性活躍推進法」も施行されています。これらは、少子高齢化に伴う労働力不足の問題を背景に、女性の潜在的能力の活用が求められていることや、多様な人材を活用していこうという機運が高まってきたことなどが理由として挙げられます。

しかし諸外国と比較してみると、令和元年（2019 年）の世界経済フォーラムの発表によれば、世界各国の男女平等の度合いをランキングした「ジェンダー・ギャップ指数」^(*)では、日本は 153 か国中の 121 位であり、先進国では最低水準となっています。女性の政治への参画の停滞が、順位に影響しています。

女性の人権問題には、私たちの日常的な意識が深くかかわっています。固定的性別役割分担意識は、慣習や文化に溶け込んだ部分も多く、「当たり前」とみなされがちであり、単なる個人や家庭の価値観・独自性の問題と処理されることも多くあります。

また、わが国の女性の人権をめぐる動向を改めて考えた場合、理念面では進展しつつあるものの、具体的な保障の仕組みの面では、まだ十分ではありません。例えば、平成 30 年（2018 年）には、一部の大学の医学部入学試験において、その合否判定に際し、女子であることを理由に不利に扱う操作が行われていた事案も発覚しています。

真の男女共同参画社会の実現をめざすためには、こうした私たちの日常の意識や社会の問題を、根本から見直していく作業が求められています。本市では、令和 2 年（2020 年）12 月に男女共同参画に関する市民意識・実態調査及び事業所実態調査を実施しました。この調査結果をもとに、令和 3 年（2021 年）度中には「第三次橋本市男女共同参画計画」を策定していきます。

【取組の方針】

本市は、歴史・文化、それらを背景に栄えた地場産業や暮らしなど地域の誇るべき特色を備えた暮らしやすいまちであり、その住み心地は性別を問わず、誰にも保障されるべきです。

そのためには、古き良き伝統・文化を大切にしつつも、そこから慣習として生み出される要素、すなわち伝統的な男性優位意識、経済力の格差など、女性という理由だけでその人を制約してしまうような要素を見直し、女性の人権が真に保障されるまちづくりを進める必要があります。

① 日常生活の「気づきにくい」差別に気づく力の育成

女性の人権は、時として気づかれないうちに侵害される場合があります。特に、これまで社会的につくられてきた性別役割分担によって不合理・不平等が生み出されているときには、周囲の人々がなかなかそれに気づきにくくなります。このような場合、まず、そうしたことが起こりうるという事実を知り、何がそれに当てはまるか、などを常に吟味する姿勢が求められます。

こうした人権感覚を磨くためのトレーニングの機会を増やし、皆が女性の人権の侵害に気づく力を持つことが大切であり、男女を問わず、相手の犠牲の上に成り立つ「尊厳」でなく、全ての人の尊厳を重んじる態度を養うための研修や講座の実施に努めるとともに、固定的性別役割分担意識の解消のための意識啓発に努めます。

② 意識面と制度面の改善

既に、企業、官公庁、教育等の現場で、男女共同参画社会への取組が講じられていますが、意識面への啓発だけにとどまり、具体的な制度面での改革にはつながっていないこともあります。今後、一人ひとりが性別にかかわらず個性と能力をさらに開発・発揮できるよう引き続き意識改革に努めるとともに、職場や学校現場などでの制度面の問題を改善できるようより一層の啓発に努めます。

③ 女性の人権侵害に対する予防・相談・救済・支援体制

市民生活の中で、性別を問わず誰もが尊重されるような体制を整備・拡充していくことが必要です。特に、犯罪被害などによる望まない妊娠や出産などの課題を考慮するならば、女性の人権を多角的な見地から保障できるように予防・相談・救済・支援体制を一体的に整備していくことが求められています。今後、関係機関と連携を図りながら体制の整備に努めます。

現在、市内の中学生を対象に出前授業を実施し、デートDV^(*)の予防の取組をするとともに、平日の午前中に橋本市女性電話相談を開設して、女性特有の悩みについての相談事業を実施しており、これらの取組を継続して進めていきます。

(2) 子どもの人権

【現状と課題】

わが国では、長年にわたり子どもの人権の尊重について取り組んできました。平成 6 年(1994 年)には「子どもの権利条約」も批准され、社会全体の意識も向上してきました。しかし、新聞やテレビ等で報じられるように、子どもの人権を侵害する虐待や犯罪などの深刻な事件が、増えています。

特に最近では、社会の価値観の多様化、家族関係の変容、少子化、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されています。このような変化の中、今の子どもたちは「人との豊かなかわり」の中で生きることが難しくなると言われます。他人と豊かな関係を築くことが難しくなったために、他人を大切にする機会や、自分自身が大切にされる機会が減ってきたのかもしれません。

私たちの社会では、至るところで、大人による、子ども同士による、子どもの人権侵害が起こりえます。そして、実際に深刻な問題が生じています。例えば、育児放棄、児童虐待、商業的性的搾取^(*)、いじめ、体罰、学習権の侵害、子ども^(*)の貧困など、家庭・学校・地域のさまざまな場面で、子どもの人権が守られないことがあります。そのような中、平成 12 年(2000 年)には「児童虐待防止法」が施行され、さらに平成 25 年(2013 年)には「いじめ防止対策推進法」も施行されています。

子どもの人権が守られない問題には、次のような深刻化、無自覚性、複雑化といった課題があります。例えば、人権侵害はしばしば第三者の目に触れないところで行われるため、発見できない、あるいは発見が遅れることが多く、そのため、事態が深刻化しがちです。また、侵害者の側に人権侵害の意識がない場合もあります。さらには、一人の子どもに複数の人権侵害が同時に起こることがあり、状況が複雑化する場合も見られます。また、子ども自身も自分の人権が侵害されていると感じとる力が弱いという傾向が見られます。

また令和 2 年(2020 年)には、新型コロナウイルスの感染が爆発的に拡大したことにより緊急事態宣言が発出される中、小・中学校を含む全ての教育機関において、一時期休校を余儀なくされました。そのような中、休校措置に伴う学習の遅れを解消することを目的として、9 月入学制度への移行についての一定の検討も進められましたが、制度移行には解決すべき課題があまりに多いこと、また拙速な議論の前に、目の前の子どもたちの学習の遅れを解決することが最優先であるとの声も多数上がる中、制度移行は見送られました。この間、橋本市においてはオンライン授業の環境整備等が進められているところですが、このような想定外の事態においても、子どもたちの「学ぶ権利」がしっかりと保障されることが、特に重要です。

【取組の方針】

私たち橋本市民は、子どもの人権侵害が身の回りのどこにでもありうるという認識に立った上で、もう一度“社会的弱者”としての子どもをしっかりと見つめ直し、改めて

守り育てる決意を固めて、子どもの人権侵害をこれ以上増やさないための毅然とした取組を更に進めていくことが必要です。その方針としては、次の5点が考えられます。

① 子どもの固有の権利を正しく理解する

子どもだからといって、あれはダメ、これはダメと制限するのではなく、学ぶ権利や育つ権利など、むしろ特別に擁護されるべき権利が子どもたちにはある、ということ深く理解する必要があります。学校に通って勉強することや、伸びやかに成長することは、子どもたちの「義務」ではなく「権利」であり、それを正しく保障することが、私たち大人社会の責務です。こうした観点から、人権侵害の有無だけではなく、子どもの固有の権利が守られているか否か、学校・家庭・地域における問題点を見直し改善する啓発に努めます。

② 子どもの力を信じて励ます

子ども自身が、自らの人権を守るように、励まし、支援していくことが大切です。自分の人権が侵害された場合、それに気づく感受性や、子ども同士で互いの人権を尊重し合う態度、自分たちで解決できないときには、すぐに周囲の大人の力を借りる能力など、具体的なスキルを子ども自身が持つこと、それが人権侵害を食い止める重要な鍵です。子どもたちを単に保護する対象と見るだけでなく、彼ら自身の意志を尊重し、その決定に参加させることで、子どもの自立に即して自己決定領域を拡大し、人権尊重・人権擁護の自主性を育成していけるよう機会を設けて、「子どもの権利条約」など子どもの人権についての教育・啓発活動に努めます。

③ 「大人が変われば子どもも変わる」

「大人が変われば子どもも変わる」を合言葉に、大人の意識改革から始めることが大切です。問題に気づく目を持ち、問題を共有し、力を合わせて解決していく心構えが求められます。“しつけ”のはきちがえはないか、一人で問題を抱えこもうとしていないか、子どもの立場で考えることができているか、もう一度、毎日の生活を振り返り、その上で、子どもたちと手をつなぎ、一緒に人権侵害のない社会をつくりあげるため、関係課・関係機関による教育・啓発と連携に努めます。

④ 市民全体での体制づくり

市民全体で「大人が一体となって子どもの人権を守る」体制をしっかりとつくりあげることが重要な課題です。人権侵害を防止する啓発・教育などの予防的施策の一層の充実、問題を深刻化させないためにも初期の段階で対応する相談体制などの整備、さらに事件発生時には各関係機関の連携・協力により迅速な対応（緊急避難・保護など）が図れるよう、より充実した体制整備に努めます。

⑤ 教育と啓発でインターネットによる人権侵害を防ぐ

子どもがスマートフォン・携帯電話を正しく使うために、研修会等を開催します。

(3) 高齢者の人権

【現状と課題】

わが国における高齢者対策の基本的枠組みは、平成 7 年（1995 年）施行の「高齢社会対策基本法」に基づいています。日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）をピークに減少局面に入りましたが、医療技術の進歩や生活様式の変化、あるいは食生活等の要因により、平均寿命は飛躍的に伸び、今や世界の最長寿国となっています。

国及び県が公表しているデータによると、平成 31 年（2019 年）1 月 1 日現在、全国の高齢化率^(*)は 27.6%と、4 人に 1 人以上が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。和歌山県では、32.0%、本市においても 31.5%と、全国平均を大きく上回っており、超高齢社会に対応できる人権と福祉のまちづくりの課題は急務の政策課題となっています。

高齢期を迎えると、暮らしの中に様々な困難が生まれてきます。その一つは生活を維持するための収入の低下です。年齢を理由に働く機会や場所が狭まり、退職後、年金だけではそれまでの暮らしを維持することが困難となることから、費用のかかる社会参加は以前のようには出来なくなる傾向があります。

一方で、高齢期を迎えると加齢とともに身体的・精神的な変化が起こり、徐々に自立が困難となり、また認知症を発症する高齢者が増えているなど、社会参加も困難となっていくことから、平成 18 年（2006 年）には、高齢者、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、「バリアフリー新法」が施行されています。これにより、移動時や公共施設利用時の利便性・安全性の向上が図られています。

こうした高齢者に対する支援・介護の担い手は主として家族であり、介護の期間が長期化すると家族の経済的負担はもちろんですが、心身の負担も深刻な状態となり、時には家族による身体的・心理的な虐待、介護放棄、財産・金銭面での権利侵害（経済的虐待）、また性的虐待などとなって、新たな社会問題をつくり出しています。そのため、高齢者への虐待については、平成 18 年（2006 年）に「高齢者虐待防止法」が施行され、虐待の防止と養護者への支援等の取組が求められています。また近年、認知症を発症する高齢者が増えている中、医学の進歩等により認知症の早期発見が可能となってきています。認知症になっても住み慣れた地域において暮らしていけるよう、地域全体で見守り支えあう社会づくりが必要です。

私たちは、誰もが高齢期を迎えるのであり、高齢期の暮らしを準備することは一人ひとりの責任であり、健康管理も含めて自己責任であるという考え方があります。それゆえ、年金等の収入が不足することや、高齢期特有の病気にかかるなどにより、暮らしが困難となったとしても、「仕方がないこと」として捉え、高齢期の生活問題を克服したり、生活水準を向上させようとする意欲を、高齢者自身が持たなくなったりしてしまうという社会的な構造に繋がっています。また、老親を養うことは子どもの務めであるという家族意識が、私たちの暮らしの中に残っています。そのため、高齢者には高齢者の人生があり、子どもたちには子どもたちの人生があるというそれぞれを尊重する人権感覚が、高齢者介護という場面では優先されないことがあります。

【取組の方針】

- ① 高齢者の人権を擁護するためには、人を年齢で判断するのではなく、市民一人ひとりの価値観や人生観など、多様性を認め合い、すべての市民が体の状態や年齢に関係なく、地域社会を構成する一員として尊重される社会を推進する必要があります。
 - ・ 特に高齢者が長い人生経験の中で培ってきた貴重な経験・知識・技能を、生活の場である地域社会で発揮することにより、地域社会の進歩に貢献できる立場にいるということを認識し、高齢者自身が家庭や地域、職場等の日常生活の中で、生きていることに満足感が得られる社会づくりに努めます。
 - ・ 高齢者が要支援・要介護等の社会的な支援を必要とする状態になっても、人間としての誇りを捨てることなく、地域社会で安心して暮らすことは権利であるという認識を地域社会の隅々まで浸透させる啓発に努めるとともに、高齢者虐待に対する取組として、関係機関によるネットワークをさらに充実していきます。また、生活の中での悩みや不安ごとの相談に応じるなど高齢者の総合相談支援センターとして、地域包括支援センターを設置しています。ここでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などが、専門性を発揮して相談者の悩み、課題解決へのアプローチを積極的に行っており、更にこれを進めて行きます。
- ② 高齢期の幸せを保障し、高齢者が心豊かに暮らせるよう、次のような社会づくりを推進します。
 - ・ 高齢者の暮らしの実態を学び合い、高齢期の暮らしの困難について共感し合うこと。
 - ・ 地域社会における世代間交流活動を展開し、世代間の理解を促進すること。
 - ・ 医療や福祉の現場で働く人々の高齢者に対する人権認識と高い職業倫理観の醸成に努めること。
 - ・ 高齢者とその家族を支える公的なサービスについての情報及び相談・支援の体制等については、利用しやすいように整備すること。
 - ・ 高齢者もこの社会の構成員として、自らの特技を生かして社会参加をするという自立の心を発揮すること。その自立に必要な環境整備と支援をする組織・体制をつくること。



高齢者等を狙う特殊詐欺 ～「ストップ！オレオレ詐欺」～

近年、高齢者等を狙った様々な詐欺事件が多数発生しています。

特に、親族を装うなどして電話をかけて、至急現金が必要であると信じ込ませるにより、動転した被害者に現金を振り込ませる「オレオレ詐欺」や「振り込め詐欺」などの特殊詐欺が増えています。被害者の約8割は65歳以上の高齢者となっており、警察庁の統計では、令和元年（2019年）の認知件数は16,851件、被害総額315.8億円にのぼっています。

(4) 障がい者の人権

【現状と課題】

昭和 56 年（1981 年）の「国際障害者年」や昭和 58 年（1983 年）から平成 4 年（1992 年）にかけての「国連障害者の 10 年」などの取組は、わが国の障がい者（児）福祉施策を飛躍的に進歩させました。この取組により障がい者（児）が地域社会で普通に生活が送れるような地域社会こそ、すべての市民が安心して暮らせる地域社会であり、そうした社会こそがノーマルな社会であるとする「ノーマライゼーション」^(*)の理念がわが国に定着してきました。

平成 5 年（1993 年）には「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、障がい者は「対策」の対象ではなく、自立と社会参加の主人公となり、精神障がい者も「障害者基本法」の対象となりました。また平成 12 年（2000 年）には社会福祉基礎構造改革が実施され、福祉や医療サービス提供者、福祉行政の側がサービス内容を決定するのではなく、障がい者とその家族の願いや意志が反映される障がい者福祉制度への転換が図られてきました。そして平成 18 年（2006 年）には、「障害者自立支援法」が施行され、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みが創設されました。

さらに、平成 19 年（2007 年）に、日本は国連総会で採択された「障害者権利条約」^(*)への署名をしました。そして、この条約の批准に向けた取組として、平成 23 年（2011 年）には「障害者基本法」を改正するとともに、障がい者虐待を防止することを目的とした「障害者虐待防止法」を制定する等、法整備が進められました。そして、平成 25 年（2013 年）に制定された「障害者差別解消法」は平成 28 年（2016 年）に施行され、行政機関や事業者に対する「不当な差別的取扱いの禁止」と、障がいのある人が生活するうえでの「社会的障壁」を取り除くための「合理的配慮の提供」^(*)が求められることになりました。また、同年に施行された「改正障害者雇用促進法」においても、「法定雇用率の算定基礎の見直し」や「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が事業主に求められています。

このように障がい者福祉施策の理念は、障がい者（児）一人ひとりの実態に合わせた施策の推進という人権尊重の理念へと進歩・発展しましたが、障がい者（児）とその家族の暮らしの状況には、今も厳しいものがあります。

就労面においては、障がい者雇用促進の制度がありますが、多くの障がい者にとって労働の現場で自らの力を発揮し、そこで得る賃金により、自立した暮らしをするというまでには至っていません。そのため本市では、就業困難な障がい者に対し就業が進むよう生活支援を実施し、安定した自立を図るため関係機関と連絡調整をし、職業準備・訓練を提供しながら事業所への就業が進むよう、伊都障がい者就業・生活支援センターを設置しています。

また、地域社会にあつては、道路や建造物などに大きな段差があり、移動・行動の

自由を妨げたり、障がい者（児）に対する間違った認識や偏見が、いじめや虐待、地域社会からの排除といった人権侵害につながったりすることもあります。こうしたハード、ソフト両面のバリアが、障がい者（児）の地域社会への完全参加と平等を拒む要因となっています。

障がいの有無に関わらず、市民それぞれの個性や能力が十分に尊重され、多様な価値観を認め合える視点に立ち、障がい者に対する正しい理解と認識を市民全体に広め、障がいのある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い偏見や差別のない、ともに生きるまちづくりが必要です。そのようなまちの実現に向け、地域での支え合いや助け合いをはじめ、就労や社会参加への機会の提供、ユニバーサルデザインやバリアフリー^(*)の視点に立った暮らしやすい環境整備などに総合的に取り組んでいくことが重要です。

本市では、平成 27 年（2015 年）に策定した「第 2 次橋本市障がい者計画」の基本計画をもとに、障がい福祉サービスや障がい児支援の提供体制を確保するために、平成 30 年（2018 年）「橋本市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」を策定しました。「すべての人がお互いを尊重し、いきいきと安心して暮らせるまち 橋本」を基本理念として、各施策を総合的に推進しています。

【取組の方針】

① 人権を尊重し共に認め合い支え合うまちづくり

障がいの有無に関わらず、市民それぞれの個性や能力が十分に尊重され、多様な価値観を認め合える連帯の視点に立つ社会づくりが必要です。このような認識のもと、障がいに対する正しい理解と認識を市民全体に広め、障がいのある人もない人も互いに認め合い偏見や差別のない、共に生きるまちづくりを目指します。

② 地域での自立生活を支援する体制づくり

障がいのある人のニーズに応じた多様なサービスが柔軟かつ複合的に提供されるようサービスの提供基盤の充実を図るとともに、障がいのある人自身の選択による主体的な社会活動への参加、地域での自立した生活を可能にする支援体制作りを推進します。

③ すべての人がいきいきと暮らせるまちづくり

すべての人が暮らしやすいまちづくりをめざし、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に立った環境整備や情報面のバリアフリー化の取組を進めていきます。そして、地域での支え合いや助け合いをはじめ、就労や社会参加への機会の提供、多様な方法による情報提供など、総合的に取り組みます。

(5) 同和問題（部落差別）

【現状と課題】

わが国固有の人権侵害である同和問題（部落差別）は、生まれた場所（被差別部落）や、その出身というだけで差別される著しく不合理な差別問題です。

さらにこの差別は、被差別身分を世襲させ、それにより固定的・永続的に後世まで残すことになりました。そして、単に制度の固定化にとどまらず、他の地域社会からの排除・忌避・摩擦を伴って現代社会にまで続いてきました。そして、封建社会からの脱却をとなえた明治4年（1874年）の「解放令」^(*)以後も取り残され、関係住民の解放運動などにもかかわらず、残存することになりました。

特に、大正時代の「水平社宣言」^(*)は、差別を受けた人たちの「魂の叫び」であり、日本における初の人権宣言とまで高く評価されています。これらの運動は、第二次世界大戦によりかき消され、新しい日本国憲法下においてもなお差別が存続し、特定地域の住民の人権を奪い続けてきました。

国をあげてこの非に気づき特別な取組を開始したのは、昭和40年（1965年）の「同和对策審議会答申」を機に昭和44年（1969年）から始まった「同和对策事業特別措置法」の施行からでした。そして、この取組が大きく成果をあげ、平成14年（2002年）3月、国は実態的差別がほぼ解消したとして、特別対策を終結させました。

同和問題（部落差別）がここまで解決できたのは、差別を受け続けた人たちとその地域、さらにその人たちの団体などが中心となり、それに国・県・市など行政の施策の実施とさらに特筆すべき国民、県民、市民の正しい認識による支援が重なった成果です。

その結果として、現実には対策事業の対象となっていた地域は、福祉的支援を必要とする人たちにとって住みよいまちになってきました。わが国の過去の人権の歴史において、人権侵害を受けている人々に対して特別対策を終了できる状況に至ったものは他にありません。

しかしながら、未だに同和地区を問い合わせる事例や差別発言等が継続して発生していること、また情報化の進展に伴ってインターネット上においても差別的な書き込みが発生していることなど、現在もなお部落差別が存在しているとともに、部落差別の状況に変化が生じ、新たな形態の差別が発生していることを踏まえ、平成28年（2016年）に「部落差別解消推進法」が施行されました。

この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別解消に向けた国及び地方公共団体の責務を明らかにし、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努め、部落差別のない社会の実現を目指しています。

さらに和歌山県では、令和2年（2020年）3月には「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されるとともに、本市においても同年12月に「橋本市部落差別の解消を推進する条例」を制定しています。これらの条例は、行政、県民、市民、事業者、関係機関が相互に協力して、部落差別の解消に取り組むことを基本理念としています。

同和問題（部落差別）は、もともと何の違いもない同じ人間を、不合理な形で差別を

してきたものです。この不合理、理不尽さをしっかりと認識し、この種の差別を許さないという社会意識を作り上げることがぜひ必要です。そして、地域から個人へ視点を移し、個人の自己実現を支援しながら、それによって市民全体で進める「人権尊重の社会づくり」を実践していくための取組を引き続き進めていくことで、解決していく必要があります。

【取組の方針】

本市では、同和問題（部落差別）解決のためにすべての人が長年にわたり取り組んできました。そして、ここまで改善してきた輝かしい歴史があります。この歩みを消すことなく、むしろ他の人権分野の範となるよう、さらに進化、発展するよう努めます。

具体的な取組として

① 教育・啓発の推進

- ・ 家庭で、この問題について自由に真剣に話し合い、それを通じて、今なお古い考えにとらわれている人に正しい知識を教え、差別の不合理さを認識してもらえるよう、情報や学習機会を提供します。
- ・ 学校では、幼児期から、遊びや動植物とのふれあいを通して人権尊重の芽生えを育み、この問題を含むあらゆる人権について子どもの発達過程に応じた内容により、人権意識の高揚と、豊かな人権感覚を身につけることができるよう指導します。
- ・ 社会教育を通じて、古い因習を改め、人権尊重の心を地域の文化として定着させることをめざして、教育・啓発活動の進化・発展に努めます。
- ・ 職場では、明るく働きやすい職場づくりが進められるよう、この問題を含む人権問題の系統的・計画的な研修活動を推進します。
- ・ 同和地区の問い合わせ等が未だに発生していることから、市の電話や窓口において毅然とした対応及び啓発が出来るよう、市職員の研修に取り組みます。

② 人権侵害に対する相談体制の充実・被害者への救済体制

- ・ 差別をなくし人権を擁護するため、国・県等関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。
- ・ 国や県の人権擁護施策の動向を踏まえながら、被害者に対する救済について適切に対応します。

③ インターネット上の差別への取組

- ・ 増加しつつあるインターネット上の差別書き込み等を削除するための取組を推進します。

(6) 外国人の人権

【現状と課題】

交通手段や情報通信技術の急速な発展により、「人、モノ、情報」の交流が国境を越えて活発化し、社会、経済、文化の面において、国際的な相互依存の関係が深まる中、様々な国籍を持った人たちが日本で生活するようになってきました。この国境を越えたグローバル化の中、外国人と接する機会が増え、国際交流や国際結婚も増えています。日本においては、さまざまな事情により定住する外国人がいて、年々増加しています。同時に、近年の少子高齢化に伴う労働力不足の問題が深刻化しつつあり、女性や高齢者の労働市場へ参加が増えていることに加え、国では今後、外国人労働者の受け入れ拡大の方針も大きく打ち出しています。また、日本の観光業の活性化を図る取組も進められており、積極的に外国人観光客を増やしていこうとする、いわゆる^(*)インバウンド推進の動きも年々加速しています。そのような中、外国人の人権問題が大きくクローズアップされています。

世界においては、国際連合が人権と最も大きく関わっており、国連憲章では、「人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」と規定しているように、「世界の平和と安全の維持」とともに、「人権の尊重」が国連の主たる目的の一つにあります。また、世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言しています。しかし、現実には、人種、民族に対する差別は依然として存在していることから、昭和 40 年（1965 年）国連総会において「人種差別撤廃条約」が採択され、わが国は平成 7 年（1995 年）同条約に批准しました。そして、この条約に基づき設置された人種差別撤廃委員会は、朝鮮学校差別等の在日朝鮮人に対する差別問題や慰安婦問題などを含む多くの改善勧告を、日本に対して出しています。

本市にあっては、令和 2 年（2020 年）6 月末現在で 340 人程の外国人登録があり、この内の約 3 割弱は朝鮮・韓国籍の方々となっています。日本が朝鮮への侵略を進め、明治 43 年（1910 年）には韓国を併合し、事実上日本が朝鮮半島を植民地とした結果、母国語を奪われ、日本姓への変更などの「同化政策」の犠牲となった歴史的経緯を有する多くの在日韓国・朝鮮人が、今も日本に暮らしています。彼らは日本において永住者として生活せざるを得なかったり、事情により引き続き日本に住み続けています。しかしながら、学校への未就学問題や企業での劣悪な処遇をはじめ、結婚、住居、医療、日常生活面においても、人権に配慮された環境とはなっていません。このほかにも、日本に入国する多くの外国人への対応の問題や、文化や習慣、価値観の相違による理解不足などからくる、外国人に対するさまざまな偏見や差別が存在しています。

例えば、日本で暮らす外国人の子どもの数も増加傾向にありますが、就学しない児童がいたり、言葉の問題等により授業を理解できない児童・生徒がいます。平成 30 年（2018 年）に実施した「橋本市人権に関する市民意識調査」の結果をみると、「来日して間もな

い外国人家族が、子どもを通学させたいと思っても、市内の普通学校は直ぐに特別な授業の対応が出来ないのは仕方がない」という設問に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせて賛成した回答が 56.3%あり、「あまりそう思わない」と「そう思わない」とを合わせて反対した回答（40.2%）を上回る結果となっています。

また近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチに社会的関心が集まっています。ヘイトスピーチは、主に街頭デモやインターネット上などで行われ、被害者の心を傷つけるだけでなく、外国人への偏見や差別意識を生じさせることにつながりかねません。そのため、平成 28 年（2016 年）6 月には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。ヘイトスピーチのような差別的言動を許さず、外国人も日本人と同じように、安心して共に生きていく社会の実現をめざすことが、私たち一人ひとりに求められています。

加えて、言語、文化、習慣、価値観等の相違による相互理解の不足などが、外国人に対する偏見や差別意識に繋がっていることから、不利な条件での雇用や就労上における問題、日常生活におけるトラブル等は、外国人の増加とともに今後も増えていく可能性があります。こうした外国人に関わる問題を解決するためには、国籍や民族にとらわれず、外国人も地域に暮らす住民の一人であることを認識し、お互いの違いを理解し尊重することが大切です。

【取組の方針】

- ① お互いの文化や生活習慣の違いを理解し、国籍や民族、宗教などの違いを認め合いながら人権を尊重する、共生の社会づくりを推進します。
- ② 市民の国際理解が図られるよう、国際交流を推進します。
- ③ 日本語を学べる機会等の案内をするなど、外国人が生活に支障なく共に暮らせるまちづくりに努めます。



ヘイトスピーチに対する取組

令和元年（2019 年）12 月、理念法にとどまっている国の法律を補う形で、ヘイトスピーチに対して刑事罰で対処するための一歩踏み込んだ条例が、全国で初めて神奈川県川崎市で制定されました。

法律が理念だけで終わることのないよう、徐々に取り組が広がっていくことが必要です。



(7) 感染症及び難病等患者の人権

【現状と課題】

《感染症》

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病しても現在では治療方法が確立されています。

しかし、わが国では特殊な病気として扱われ、明治40年（1907年）「^{らい}癩予防ニ関スル件」が制定されて以来、平成8年（1996年）に廃止されるまでの89年の長い間、施設への強制隔離、行動・住居・結婚・出産・学問・職業などの自由を奪われ、生きる権利を侵害され続けてきました。一般社会においても、これまでの政策や病気に対する誤った知識により強い偏見や差別を続け、患者だけでなくその家族などにまで及び、今日もなお完全に解消されていない状況です。そのような中、平成21年（2009年）には、ハンセン病問題の解決促進を目的として、「ハンセン病問題基本法」が施行されました。

また、H I V感染者及びエイズ患者の人権問題では、エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染という後天的要因により免疫力が低下した場合に、さまざまな疾患が生じる病気です。わが国では、昭和60年（1985年）安全対策を怠った血友病治療のための非加熱製剤によるH I V感染被害及びエイズ患者が表面化しました。近年、世界の増加は緩やかになっています。わが国でもH I V感染者は横ばいで推移しています。性的接触による感染がその多くを占めています。

近代医学の急速な発展は、ハンセン病を「完治しうる病気」にしました。H I V感染やエイズについても、遠からずこれを一般普通の病気程度にし、やがては消し去ることができる病気となるよう、研究が進められています。

一方で、令和2年（2020）年には^(*)新型コロナウイルス感染症が世界中で爆発的に流行し、主に高齢者や基礎疾患のある人など免疫の低い人々が重篤な肺炎を発症し、世界中で多くの死者が出ています。日本でも緊急事態宣言が発令されるなど、一時、深刻な状況が生じています。収束するには長期の対策の継続が必要となっています。今後は「^(*)新しい生活様式」が提唱される中、手洗いの励行やマスクの装着、あるいは^(*)ソーシャル・ディスタンシングなど、個人個人が注意しながら、新型コロナウイルスと付き合っていくことが重要ですが、国においては治療薬やワクチンの開発などが急務となっています。そして、新型コロナウイルスについては多くの部分が未だ解明されてはいません。現在、世界中の研究者が分析・研究を進めているところであり、早期の解明と効果的な対策が待たれるところです。

同時に、新型コロナウイルスに感染した人やその家族に対して、心無い言葉を浴びせたり誹謗中傷だけではなく差別的な取り扱いによる人権を侵害する事例が、SNS等を通じて徐々に増えつつあります。SNSによる情報発信については、手洗い励行等の新型コロナウイルス感染予防の啓発を多くの著名人が積極的に行っている事例もあります。私たちは、SNS等が他人を傷つけるツールになることの無いよう、正しく利用することを心掛ける必要があります。

和歌山県では、令和 2 年（2020 年）12 月に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」が施行されています。また本市においても、令和 3 年（2021 年）3 月に「橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例」を施行しました。

《難病等患者》

難病等患者については、このうちの客観的な診断基準が確立し、かつ重症度が高いものについて、平成 27 年（2015 年）に施行された「難病法」により、医療費の公費負担や療養生活環境整備など適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上が図られています。令和 2 年（2020 年）には、高額な乳幼児向けの難病治療薬が、公的な医療保険の適用対象となるなど、徐々にではありますが対策が進められています。

しかし、問題は、このように科学の力により「完治する病気」になったにもかかわらず、社会の人々の中には、「これらの病気」に対する偏見・差別が根強く残っていることです。難病にかかわる深刻な問題は病気の治癒そのものより、むしろそれに絡む人権侵害なのです。難病患者やその家族の多くは、病気の苦しみとともに、社会から疎外される苦しみが大きいと訴えています。

難病等患者の人権問題としては、現在、国が認定している特定疾患の他に、社会が正しい知識を持たないままに患者やその家族の人権を侵害している全ての難病を視野に入れておく必要があります。

【取組の方針】

- ① 学校教育や社会教育等の場において機会を設けて、誤った知識や思い込みから差別や偏見を受けやすい感染症等に関して、その正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ② プライバシーの保護に努めるとともに、感染症や難病等患者への人権に配慮した医療行政を推進します。



12 月 1 日は「世界エイズデー」

世界エイズデーは、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機構）が昭和 63 年（1988 年）に制定しました。

毎年 12 月 1 日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

また、20 世紀以降に世界で流行した主な感染症には次のようなものがあります。

- ・1918～1919 年・・・スペイン風邪
- ・1976 年～・・・エボラ出血熱
- ・1981 年～・・・エイズ
- ・1996 年～・・・新型ヤコブ病
- ・2002～2003 年・・・S R A S（新型肺炎）
- ・2012 年～・・・M E R S（中東呼吸器症候群）
- ・2019 年～・・・新型コロナウイルス

(8) 犯罪被害者及び家族の人権

【現状と課題】

不幸にして犯罪に巻き込まれ、被害者となった人に対して、社会の好奇心や誤った興味本位の考えが、マスコミ等の報道・出版などによって異常に増幅され、人権侵害に繋がる例が増加しています。

日本の法は、加害者の保護に比べて、被害者の法的保護が極めて薄いといわれています。その被害者家族や被害者の苦しみを放置してきたがゆえに、社会の中に他人ごとのような乏しい人権感覚をもたらしたといえます。

また、犯罪などによる被害者は、直接的な被害だけでなく被害後に生じるさまざまな問題に苦しめられています。凶悪犯罪・事件・事故・災害などで強い恐怖体験をした結果、心身の不調を起し、精神錯乱や感情障がいを伴うことも多いといわれます。特に大きな精神的・心的衝撃を受けることにより、^(*)トラウマ（心的外傷）や^(*)P T S D（心的外傷後ストレス障害）の症状が残ることもあり、犯罪被害者やその家族が受ける精神的被害は深刻です。また、無責任なうわさやマスコミの取材、不正確、興味本位の報道などによるストレス、不快感、医療費の負担や働けないことによる経済的苦しみ、捜査や裁判などにおける精神的な負担等もあります。このような被害を「二次的被害」と呼んでいます。

アメリカでは昭和 35 年（1960 年）から犯罪被害者への救済の取組が始まり、昭和 55 年（1980 年）には、「被害者の権利章典」がつくられています。また、国連では昭和 60 年（1985 年）に「被害者の人権宣言」が採択され、これに前後して欧米各国も立法化しています。

わが国では、昭和 49 年（1974 年）の^(*)三菱重工ビル爆破事件をきっかけに、徐々に被害者等への支援の必要性が認識されるようになり、昭和 56 年（1981 年）に「犯罪被害者等給付金支給法」が施行され、犯罪被害者のための公的な経済支援が始まりました。また、平成 7 年（1995 年）の^(*)地下鉄サリン事件を受けて、平成 10 年（1998 年）には全国被害者支援ネットワークが設立されると、平成 12 年（2000 年）には、いわゆる「犯罪被害者保護二法」（刑事訴訟法等改正法・犯罪被害者保護法）が制定されました。この平成 12 年（2000 年）の「犯罪被害者保護法」施行により、刑事裁判手続きにおける負担の軽減を図るとともに、平成 17 年（2005 年）には「犯罪被害者等基本法」が施行され、「犯罪被害者等基本計画」に基づき、日弁連では犯罪被害者支援委員会を設置して、弁護士による犯罪被害者支援活動として、法律相談窓口の設置や弁護士費用を負担することが困難な方々のために、日弁連が弁護費用を援助する法律援助制度が設けられています。

法が被害者に代わって犯罪者を罰する限り、その捜査や裁判の手続きや進行が被害者側に知らされたり、被害者本人が直接陳述する機会が与えられたりすることは当然の権利であり、平成 19 年（2007 年）には「刑事訴訟法」の一部改正（平成 20 年施行）により、一定の要件の下で被害者が刑事裁判に参加できる被害者参加制度や、刑事手続きにおいて被害者等の氏名等の情報を保護するための制度などが創設されました。これに付

随して刑事手続きの成果を利用する制度の創設（損害賠償命令制度）、公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大に関する規定の整備などがなされました。

しかし、平成 30 年（2018 年）に実施した「橋本市人権に関する市民意識調査」では、「犯罪被害者が刑事裁判に参加する制度があるが、刑事裁判手続きについて、被害者の声が必ずしも反映されない」との設問に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせて賛成した回答が 79.1%あり、「あまりそう思わない」と「そう思わない」とを合わせて反対した回答（11.5%）を大きく上回った結果となっています。

法務省では、被害者やご遺族の方々の負担や不安を和らげるため、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置して、法廷への案内・付き添い、事故記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続きの手助けをするほか、精神面、生活面、経済面の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

私たちは、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者の身近にいて、いつでも支援することの出来る周囲の人々の適切な対応が、被害者の回復への一助となります。被害者及びその家族の人たちの立場に立って考え、支援することが大切です。

【取組の方針】

- ① 犯罪被害者やその家族の声に耳を傾け、そのような方々の視点に立ち、プライバシー保護やカウンセリング体制の充実等の社会的支援に努めます。
- ② あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等の人権についての啓発を推進します。

コ ラ ム



犯罪被害者週間

(11月25日～12月1日)

犯罪被害者等が置かれている状況及び被害者の平穏な生活への配慮への国民の理解を深めるため、平成 18 年（2006 年）から、この時期を犯罪被害者週間と定めて、各種の啓発を行っています。

犯罪被害者等が再び平穏に過ごせるようになるには、地域の人々の理解と協力が必要です。

(9) 刑を終えた人の人権

【現状と課題】

日本は、法治国家です。したがって、法に定められた罪を犯した者は、被害者に代わって、国がその者に対して法律で定められた刑罰を科します。その刑を終えた者は、社会人として、社会で普通に暮らすことが保障されています。社会復帰するための支援活動については、官民を問わず社会全体でさまざまな支援活動が展開されており、法務省が行う「更生保護」の支援活動のほか、例えば、刑を終えた人を民間企業が積極的に採用するなどの就労支援の取組もされています。しかし、現実には必ずしもこの理念に沿った形にはなっていません。刑を終えて出所した人に対する人権侵害は、就職・結婚・その他あらゆる場所への社会復帰を阻害する形で現れています。

平成 30 年（2018 年）に実施した「橋本市人権に関する市民意識調査」の結果によると、「前歴が分かった場合、偏見をもたれて就職が難しくなるのは仕方がない」という設問に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせて賛成した回答が 56.8%あり、「あまりそう思わない」と「そう思わない」とを合わせて反対した回答(39.4%)を大きく上回っており、社会において、依然としてこのような人を非難し、社会復帰を妨げるなどの人権侵害が目立ちます。

最近では、犯罪被害者の人権を守る運動が目立ちますが、それと対比する形で刑を終えた人を加害者として非難する傾向があります。しかし、両者は別個の問題です。さらに、世間の非難は刑を終えた人のみにとどまらず、父母や妻子など家族やその他の親族にまで広げて、これらの人々を社会活動の輪から遠ざけているのが現状です。

またこの問題は、ある人が被疑者となった時点から始まっています。予断と偏見、先入観などによって悪人と断定するという人権侵害は、主にインターネットやマスコミの報道により知り、裁判所による公正な判断の前に結論を出してしまうことでも起こります。仮に刑が確定した場合、その刑を終え、更生し、社会人として再出発しようとしている時点においても、その更生を妨げようとする人権侵害が繰り返されています。

これについて、平成 30 年（2018 年）に実施した「橋本市人権に関する市民意識調査」の結果では、「更生したあともインターネットに過去の犯罪歴がいつまでも残り、検索されてしまうのは問題だ」という設問に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせて 68.1%が賛成の回答であり、多くの方が課題であるとの認識を持っています。

一方で、我が国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。このような現状を踏まえ、平成 28 年（2016 年）には「再犯防止推進法」が施行されました。社会復帰を目指す人が、就労したり住居を確保する際に不利益を受けることのないよう、社会全体で支援をしていかななくてはなりません。

【取組の方針】

- ① いたずらに過去にとらわれることなく、今をそして未来に向かって生きようとする人を支援するための啓発に努めます。

全ての国民が力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くために取り組んでいる「社会を明るくする運動」を支援し、保護司会や更生保護女性会、行政などの関係機関と連携しながら、街頭での啓発活動等に取り組みます。

- ② 古い因習を捨て去り、間違った社会意識を正して、誰もが望み通りの自己実現が可能となる社会の実現に努めます。
- ③ 再犯防止の活動をする団体との連携を深め、その活動を支援していきます。
- ④ 青少年の健全育成への取組が進むよう、関係機関と連携していきます。

コ ラ ム

「社会を明るくする運動」の始まり

昭和 24 年（1949 年）7 月、更生保護制度の新しいスタートである「犯罪者予防更生法」が施行されました。戦後の荒廃した中にあって、かねてから街にあふれていた子どもたちの将来を危惧し、同年 7 月に商店街の有志が自発的に「犯罪者予防更生法実施記念フェア（銀座フェア）」を開催しました。これが契機となり、翌年の 7 月 1 日から 10 日まで、更生保護キャンペーンが全国的に実施されました。

法務省はこの啓発活動を「社会を明るくする運動」と名づけ、国民運動として世に広げることになりました。



(10) 性的少数者の人権

【現状と課題】

「女性は男性を」、「男性は女性を」好きになるものと思いがちですが、相手の性別にこだわらない人もあれば、恋愛感情を抱かない人もいます。どの性別の人を好きになるかは、人それぞれ違います。すなわち、恋愛・性愛の対象が同性に向かう同性愛や、男女両方に向かう両性愛など、恋愛・性愛は必ずしも異性に向かうとは限りません。このように自分の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を、『性的指向』といいます。

また、身体は男性でも自分を女性と認識している人や、逆に身体は女性でも自分を男性であると認識している人がいます。さらに、男性にも女性にも当てはまらないと感じている人もいます。自分の性別をどう認識するかは、人それぞれ違いがあり、このように自分の性に違和感を持ち、そのことを悩みながら社会生活を送っている人たちもいます。そして、自分の性をどう自覚しているのかを示す概念のことを『性自認』といいます。

このような同性愛者や両性愛者のような性的指向の人や、性自認に違和感を持っている人は、人口に占める割合が少ないことから、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）と言われますが、性については多様性があるということを私たちは理解する必要があります。

また、これらの人々を、一方で「L G B T」と言う場合もあります。L G B Tとは、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と身体の性が一致せず、身体の性に違和感がある人）の頭文字をとって組み合わせたものです。さらには、これらL G B T以外にもさまざまなセクシュアリティ（人間の性）の人がいます。

そして、トランスジェンダーの中でも、医療機関を受診した結果、「心の性」と「身体の性」が一致しないと医学的に診断された人たちは、性同一性障がい者と言われていています。平成 16 年（2004 年）には「性同一性障害特例法」が施行され、性同一性障がい者で、かつ一定の基準を満たせば、戸籍の性別を変更することが可能になりました。

平成 30 年（2018 年）に民間が行った調査では、日本における L G B T 等の性的少数者の数は、人口の 9 % 近くに上ると推定されていますが、一方で、このような性的少数者が、周囲の理解を得ることが出来ず、様々な場面で偏見や差別的な扱いに苦しんでいるという現状があります。

「ホモ」「レズ」あるいは「オカマ」など、差別的な言葉をふざけて使ったり、性的少数者をからかうような言動により、傷ついている人が身近にいるかもしれません。また、日本では同性カップルの婚姻、または婚姻と同等のパートナー関係が法的に認められていないため、同性カップルは病院で入院しているパートナーの面会を断られたり、同性愛に偏見を持つ不動産業者から賃貸者契約を断られるといった問題を始めとして、遺産相続や福利厚生面など様々な困難に直面しています。

またトランスジェンダー特有の悩みとして、男女で別れているトイレや更衣室等の問題があります。戸籍上の性別と外見が異なる場合は、周囲から嫌悪感をあらわにされたり、日常生活で差別や偏見を受けやすくなります。

このほかにも、アウティングといわれる「本人の許可なく、周りの人がその秘密を他人に暴露してしまう」行為により、当事者がつらい思いをするケースもあります。

そのような中、性的少数者に対する理解を深めようとする世界的な動きが日本でも徐々に浸透しつつあり、新たな条例や制度をつくる動きも、各自治体において徐々にではありますが増えてつあります。

本市においては、平成 24 年（2012 年）に策定した第二次橋本市男女共同参画計画でも性的少数者への尊重など、性の多様性を認め合うことの必要性について触れており、さらに平成 27 年（2015 年）に施行した橋本市男女共同参画推進条例において、性的指向や性自認による差別を禁止する条項を盛り込みました。

平成 28 年（2016 年）には国連人権理事会により、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティに基づく暴力と差別に対する保護」に関する決議が採択されています。

また、最近では「S O G I」という言葉も使われるようになってきています。これは Sexual Orientation（性的指向）と Gender Identity（性自認）の頭文字で、直訳すると「性的指向と性自認」という意味です。L G B T が人を表す言葉である一方で、S O G I は、人の属性を表す略称で、異性愛の人なども含め、全ての人が持っている属性です。性的少数者は L G B T の 4 種類のみではなく、性のあり方は多種多様です。このため、「性的少数者とそれ以外の人」ではなく、全ての人が持つ「性的指向や性自認」によって区別されることがないようにとの考え方があります。

【取組の方針】

- ① 性の多様性を認め合うことが求められることから、学校や職場で多様なセクシャリティを認めることのできる人を増やしていくよう、啓発に努めます。
- ② 性的少数者の人権が向上するよう、制度改正等の環境整備に努めます。



パートナーシップ（宣誓）制度

性的少数者などの同性のカップルを、自治体が婚姻と同等の関係であると認める制度。法的効力はないが、一定の条件を満たせばパートナーの関係であることを証明し、自治体独自に市営住宅の入居や市立病院での手術同意書の記入を認めるなどの行政サービスを行っています。

平成 27 年（2015 年）に渋谷区や世田谷区が導入して以降、全国の自治体で制度化する動きが徐々に増えてきており、この制度で成立したカップルも増えています。



(11) インターネット上の人権

【現状と課題】

近年、インターネットの急速な普及に伴い、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末などの通信機器も急速に普及し、私たちの生活の中でインターネットは欠かすことの出来ない便利なツールになっています。しかしながら一方で、インターネットの特性である「自由」や「匿名性」を悪用してウェブサイトにおいて、個人の名誉や人権を侵害する書き込みがされ、差別を助長し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、メールや出会い系サイト以外にも、近年はSNS^(*)やライン^(*)などを通じた様々なトラブルが発生し、子ども達をも巻き込む事件にも発展しています

こうした状況を受けて、平成 14 年（2002 年）に「プロバイダ責任制限法」、平成 15 年（2003 年）には「出会い系サイト規制法」などが施行されました。さらに、平成 21 年（2009 年）に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、主に子ども、青少年を対象として、①正しく使う能力の取得、②フィルタリングソフト利用の普及という対策をかかげ、安全にインターネットを利用できるよう取り組んでいます。依然として人権を侵害する書き込みや悪質なサイトが後を絶たないのが現状です。

インターネットは、不特定多数に対し、匿名で簡単に情報が発信できるという利便性がある反面、一旦流失した情報は回収が極めて困難であり、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴を持っています。一人ひとりがルールやマナーを守り、また他者の人権を配慮するなど、モラルのある利用を心がけることが重要になります。一方で、“発信者の情報”は裁判を起こさないと開示してもらえないのが実情であり、時間的、費用的負担が大きいという問題があります。人権を侵害するような書き込みに対しては、厳しく対処できるような更なる法整備が求められています。あわせて、被害者を救済するために、地方自治体が法務省の人権擁護機関、さらには警察とも連携しながら、インターネット上の差別事象を解消するため、有害情報を削除要請する等の踏み込んだ取組が必要になっています。

そのような中、令和 2 年（2020 年）5 月には、SNS 上で誹謗中傷を受けたことが原因で、一人の若い女子プロレスラーが自殺するという事件が発生しました。彼女に対する誹謗中傷の原因となった彼女が出演するテレビ番組が、インターネットで海外にも配信されていたことから、海外からもこの事件に対する注目が集まるとともに、日本のマスコミにおいても、事件が大きく取り上げられました。その結果、インターネット上の誹謗中傷、いわゆる「ネットいじめ」が近年激化している事態を国も重く受け止め、これを防止するための法整備の見直しを検討する意向を示しました。

また一方で、SNS 事業者団体も緊急声明を発表し、名誉棄損や侮辱などを意図する投稿を禁止するとともに、これに違反した場合は、違反者に対するサービスの利用停止をすること等を含めた、適切な措置を徹底していくことを表明しました。

本市においては、平成 27 年（2015 年）に、スマートフォンが小・中学生の間にも広く普及し、“ネットトラブル”や“ネット依存症”が心配される中、「橋本市子どもスマホ宣

言」を宣言しました。これは、橋本市の小・中学生のスマートフォンや携帯電話の所持率が全国平均を上回っており、長時間のネット利用による生活習慣の乱れや、集中力の低下等の実態が明らかになってきたことや、ネットによるいじめ事案を防止することが主な目的です。ただし、文部科学省は、従来より原則禁止としてきた中学生のスマートフォンの学校への持ち込みについては、災害時などの緊急連絡手段として有効であるとの判断から、今後認めていく方針を打ち出しています。

平成 30 年（2018 年）に実施した「橋本市人権に関する市民意識調査」の結果によると、インターネット上の人権侵害に対して、9 割以上が「教育・啓発の推進」の必要性を感じており、また「行政によるプロバイダへの差別書き込みの削除要請」や「法整備」についても、9 割近くが支持しています。また、「表現の自由に関わるので、安易に規制はできない」との考え方に対しては、“賛成”（規制を支持しない意見）する意見が 36.0%となり、“反対”（規制を支持する意見）する意見（58.0%）より少ない結果となっています。

【取組の方針】

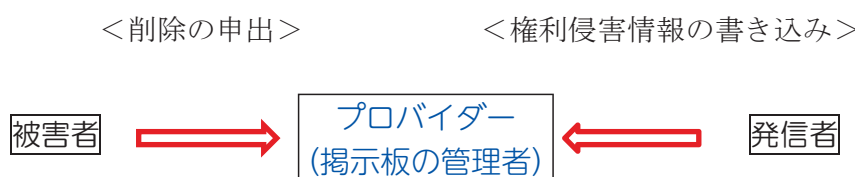
- ① 情報モラルを身につけるための教育・啓発に努めます。
- ② インターネット上での差別書き込みなどに対して、モニタリング事業を実施しながら、有害な情報についてはインターネットプロバイダ等の事業者へ、すみやかに削除要請をするなど、差別事象の削減に努めます。



プロバイダ責任制限法（平成 13 年法律第 137 号）

インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、プロバイダ等は、「権利を侵害されたとする者」と「表現の自由を主張する発信者」との間にあって有害情報を削除出来る立場にあることから、いずれかから法的責任を問われる可能性があります。プロバイダ等における、両者からの法的責任の免責要件を明確にしながら、「被害者救済」と「表現の自由」との権利・利益のバランスに配慮しつつ、情報の開示及び削除等が行えるようにするための法制度です。

なお、該当する情報の公開中止や削除等が行われ、情報発信者に損害が生じても、プロバイダ等には賠償責任が発生しないものとされています。



(12) その他、今後に取り組むべき人権課題

前述した 11 の重点的に取り組むべき分野別の人権課題の他にも、現在、次のような人権課題が存在しています。

○災害と人権

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。現在も避難生活を余儀なくされている多くの人々がいます。また、地震と津波により発生した福島第一原子力発電所事故により避難された人々に対し、風評によるいじめや心無い嫌がらせ等も少なからず発生していたことなど、今もなお解決すべき多くの課題が残されています。今後の一日も早い復興の実現のためには、あらゆる立場の人が力を合わせ、被災者の方々の困難を私たち自身のこととして受け止める姿勢が必要です。

そして、近い将来発生する確率が高まっている南海トラフ巨大地震においても、甚大な被害が起こることが懸念される中、多くの人々が長期に仮設避難所等での避難生活を余儀なくされることが予想されます。平成 30 年度の人権に関する市民意識調査結果でも、関心度の高さに関する設問では、障がい者、子ども、高齢者、女性の人権に次いで、「震災に起因する偏見や差別問題」への関心が高いとの結果となっています。

災害時には、誰もが平時には感じたことのない大きな不安やストレスを感じること、結果的に人権侵害が起きやすい状況になってしまいます。女性、障がい者、高齢者等、それぞれの事情をよく認識し、災害時における避難方法などを含め、非常時にどのような人権意識を持って対応すべきかを、私たち一人ひとりが普段からしっかり考えておく必要があります。そして、災害弱者と言われる人々への配慮と併せて、避難所等での感染症対策も進めつつ、多くの避難者のプライバシーをいかに確保していくのか、また風評被害のような問題も含め、被災者の人権をいかに確保していくのが、今後の災害時における大きな課題となっています。このように課題は多いですが、何よりも重要なのは、被災者の方々の心に寄り添い、共に困難を乗り越えて行こうという、私たち自身の心のありようではないでしょうか。

○労働者の人権

一人ひとりの労働者は、一般的には雇い主よりも弱い立場にあり、不利な労働条件を押し付けられやすい状況にあります。憲法第 27 条では「すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」とあり、すべての人に労働の機会が保障されています。同時に第 28 条では、労働基本権として労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権）も認められており、労働基準法をはじめとしたさまざまな法律により、労働者の権利が保障されています。

しかしながら、近年の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、経済のグローバル化による企業間競争の激化、育児や介護との両立の問題など、労働者を取り巻く様々な

諸問題が生じており、労働環境は年々厳しくなっています。これらの課題を解決するため、国において働き方改革の必要性が強く叫ばれ、平成 31 年（2019 年）4 月から「働き方改革関連法」が順次施行され、長時間労働を是正するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進するなど、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組が進められています。同時に、企業^(*)の社会的責任（CSR）の観点からも、人権が尊重され、健康で長く働き続けることの出来る職場の環境作りが必要となっています。

また、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された SDGs は、平成 28 年（2016 年）から 15 年間で国連加盟国が掲げた目標であり、「ジェンダー平等」^(*)、「人や国の不平等をなくそう」などの 17 の大きな目標とそれらを達成するために具体的な 169 のターゲットで構成されています。日本の代表的企業約 1,300 社が所属する経団連が平成 29 年（2017 年）に企業行動憲章を改定して、Society5.0^(*)（デジタル革新、イノベーションなど）の実現と SDGs 達成に向けて行動する方針を示しており、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差が克服された、希望の持てる社会の実現をめざします。

特に令和 2 年（2020 年）には、新型コロナウイルス感染症の爆発的な流行により、医療現場では、医師や看護師など医療従事者が多くの患者の命を救うため、コロナウイルスとの命がけの闘いを強いられています。新型コロナウイルスに感染した人々や医療従事者等に対する心ない差別や誹謗中傷は、決してあってはなりません。



SDGs（17の大きな目標）

今日まで世界では、成長一辺倒で自然を使い尽くすような開発や経済活動が進められてきました。

今後は地球環境の持続性の確保が重要であり、平成 28 年（2016 年）には、国連において「持続可能な



開発目標（SDGs）」が発効され、ジェンダーの平等や生産的雇用など、17 の目標が掲げられました。

○患者の人権（医療と人権）

安全で質の高い医療を実現するためには、患者の人権を中心に据えた医療を確立する必要があります。しかしながら、医療の現場においては今も多くの課題を抱えており、患者の人権が十分に保障されてはいない状況があります。患者の権利については、欧米では 20 世紀後半から議論されるようになり、昭和 56 年（1981 年）の世界医師会総会において、「患者の権利に関するリスボン宣言」が採択され、これが患者の権利に関する国際標準として広く受け入れられるようになりました。日本においても、医療の名のもとに明治 40 年（1907 年）以降 90 年もの長きに渡り隔離政策を行い、患者の人権と尊厳を奪ってきたハンセン病問題の歴史的教訓を踏まえながら、現在、法整備を見据えた患者の権利に関する議論が活発にされるようになっていきます。

○ホームレスの人権

自立の意思があるにもかかわらず、失業や家庭の問題等の経済的事情により、路上生活などを余儀なくされている人々、いわゆるホームレスの人々がいます。そしてホームレスの中には、衛生状態が悪い、あるいは十分な食事もとれていないなど、憲法に謳われている人権が保障されていない人がいると同時に、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害も発生しています。1990 年代後半には、ホームレスを暴行する事件が社会問題となり、平成 14 年（2002 年）に時限立法として「ホームレス自立支援法」が施行されることとなり、翌年の平成 15 年（2003 年）には「ホームレスの自立に支援等に関する基本方針」が策定されるなど、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、相談や就労支援等の自立を促すための様々な施策が講じられています。

○ハラスメント

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場などの様々な場面で相手を不快にし、尊厳を傷つける、不利益を与えるなどの発言や行動として、社会的な問題となってきています。具体的には、「パワーハラスメント」「セクシュアルハラスメント」「マタニティハラスメント」などがありますが、この他にも様々なハラスメントがあります。

セクシュアルハラスメントは、端的に言えば「性的嫌がらせ」のことです。その多くは男性から女性に対して行われるものとされ、「男女雇用機会均等法」では、女性に対するセクハラ規定が整備されましたが、後に男性・同性間・セクシュアルマイノリティ（性的少数者）にも適用されるようになっていきます。

また、パワーハラスメントは明確な定義はないものの、厚生労働省が定義する職場のパワーハラスメントとは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいいます。これらのハラスメントに対しては、組織でその対策に取り組む必要があります。

また令和2年（2020年）6月からは、「パワハラ防止法」が施行されています。



職場における「パワーハラスメント防止指針」

令和2年1月、厚生労働省は、代表的な6つの類型別にパワハラに該当すると考えられる具体的な例を示しています。（その一部を紹介します。）

代表的な言動の類型

イ 身体的な攻撃（暴行・傷害）

殴打、足蹴りを行う。相手に物を投げつける。

ロ 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）

人格を否定するような言動、長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。

他の人の前で大声で威圧的な叱責を繰り返す。相手の能力を否定、罵倒する等のメールを複数人に送る。

ハ 人間関係からの切り離し（隔離・仲間外し・無視）

仕事から外し、長時間別室に隔離する。集団で無視し、孤立させる。

ニ 過大な要求（業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害）

長時間にわたる肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に関係な作業をさせる。新卒者にレベルの高い目標を課し、達成できないと厳しく叱責する。

ホ 過小な要求（業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと）

管理職に誰でもできる業務をさせる。気に入らない者に仕事を与えない。

ヘ 個の侵害（私的なことに過度に立ち入ること）

職場以外でも継続的に監視したり、私物の写真を撮る。性的指向や病歴等の個人情報を、了解を得ずに他人に暴露する。

○中国^(*)残留孤児やその家族の人権

国は、日本に帰国できない残留孤児が中国に多くいるという事実を知らながらも、昭和34年（1959年）の「未帰還者特別措置法」により戦時死亡宣告をし、法律上は死亡したものであるとして、中国からの引き上げ事業や身元調査を放棄しました。彼らは昭和41年（1966年）の文化大革命により反中国人として敵対視される扱いを受けるなどし、日中国交回復後の昭和56年（1981年）から身元調査が開始されるまで、長きに渡り祖国から忘れ去られた存在となっていました。しかし、残留孤児の高齢化により調査のため訪日する孤児が減り、その確認作業が困難になっており、現在は永住帰国した人々の早期自立と生活安定のための支援に重点が置かれています。

（*） ○色覚特性を持つ人々の人権

色の識別が難しい状態については、いわゆる「色覚異常」「色覚障がい」（かつては「色盲」「色弱」）など色々な呼称があります。しかし、錐体細胞による色の識別が多数派とは異なるということであり、色の見え方にも個人差があるということです。和歌山県ではその人のもつ特性にとらえ、「色覚特性」という呼称を用いています。

色覚検査で「特性」があると判定される場合でも、大半は学校生活や業務において支障はないとの理由から、平成 15 年（2003 年）以降は学校における児童生徒の定期健康診断からも色覚検査が削除されました。しかし、自身の色覚特性を知らないまま卒業を迎え不利益を受けることのないよう、平成 26 年（2014 年）以降、希望により色覚検査を行えるようになっていきます。異常があると言で片づけず、その人の特徴を正しく理解する必要があります。

○北朝鮮当局による人権侵害問題

1970 年代から 1980 年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。その後、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。平成 9 年（1997 年）には拉致被害者の家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」が結成されるなど、被害者の救出を求める運動が活発に展開されるようになりました。当初は否定していた北朝鮮側も、平成 14 年（2002 年）の第 1 回日朝首脳会談において、ようやくその事実を認め、謝罪し、再発防止を約束しました。そして、同年には一部の拉致被害者が 24 年ぶりに帰国を果たしました。しかしながら、残りの安否不明者については、未だに北朝鮮当局から納得のいく説明がなされていません。

平成 18 年（2006 年）には「北朝鮮人権法」が施行されていますが、今年（2020 年）の 6 月には、拉致被害者家族会元代表で被害者救出運動の中心的存在であった横田氏が、残念ながら亡くなりました。被害者の家族が高齢化する中、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現に向けた取組を、引き続き進めて行く必要があります。

○アイヌの人々の人権

日本における先住民族にはアイヌの人々がありますが、明治維新以降の北海道開拓の過程で、アイヌ民族独自の風習の禁止や日本語の使用の強制など、アイヌ民族の日本人化政策（同化政策）が行われたことで、固有の文化が否定され民族の尊厳が認められないという歴史がありました。しかしながら、平成 9 年（1997 年）に「アイヌ文化振興法」が施行されて以降、アイヌ文化を保護する取組がされるようになり、令和元年（2019 年）5 月には「アイヌ民族支援法」が施行されました。これはアイヌの人々が北海道の先住民族であることを明確にするとともに、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものです。国では今後、従来より取り組んできたアイヌ文化の振興のみならず、地域振興、

産業振興、観光振興等を含めた総合的な施策を推進するとしており、県とも連携しながらアイヌに関する施策の推進のため、啓発等に取り組んで行くことが求められています。

このようなさまざまな人権課題について、差別や偏見をなくしていくために、あらゆる機会を通して人権意識の高揚と正しい知識の習得を図る施策の推進に努めます。

また、今後新たに生じる人権課題についても、それぞれの課題の特性や状況に応じた取組を行っていきます。

3. 私たちが本当に考えるべきもの

(1) 人権侵害の内容

日本国憲法では、私たち一人ひとり「個人として尊重され」、国家・企業・団体等が、いかなる関係においても弱い立場にある人々を差別してはならないと定めています。そして、三権分立の原則や平等原則の適用に留意するよう促すとともに、すべての人に基本的人権を保障しています。

ところで、国民生活における個人相互の間には、もともと懸念すべき力関係がないのが普通です。国民一人ひとりが、全く対等の関係であるのは当然のことです。このことから、「人権教育のための国連 10 年」の「国内行動計画」には、この分野を設定しなかったのでしょう。

しかし、現実の社会を見ると、過去も現在も人権侵害が数多く発生しています。

それらを類型化しますと、人間の有する「属性」に起因することが分かります。「属性」とは、事物の有する特徴や性質のことです。例えば、私たち人間にとって「人間であること」を本質的属性としますと、他のそれにかかわる区別、例えば皮膚の色とか、男女の差とか、年齢などは単なる「たまたまの属性」（偶有的属性）に過ぎないといえましょう。

私たちの人権侵害は、たまたま区別をしたところ、その区別したものの全体を蔑視することにより、それが差別に変えられたものがほとんどです。そのような差別を個別に列挙して、その絶滅を考える基本理念となるように「分野別」に記述したものが、本基本方針です。こう分析してみると、部落差別はもともと「たまたまの属性」にもあてはまらない、理不尽な差別であることが分かっていただけたと思います。

こうした分野別の人権侵害のように、差別される側が特定され、その差別する側と対立する形で現れるものばかりではないことに気づきます。

私たちの日常生活の中では、いじめのように、属性がなくても行為者となり、また逆に被害者となることが多くあります。私たちは今、人権侵害の本質を見きわめ、それに正しく対応できる人間として、自らを見直すときに来ていると思います。

(2) 人権文化の創造をめざして

「人権教育のための国連 10 年（1995 年～2004 年）」が掲げた主題は「人権文化の創造」でした。その 10 年が過ぎた今、わが国の人権文化の創造の成否は、自己実現を最大限に認めようとする個人主義と社会の一員としての最小限の制約である社会的個人とをどう調和させるかにかかっています。

人権問題を「よりよい人間関係づくり」として考えてみますと、私たちの今住んでいる地域の生活文化の中で、古くから残された良い文化を守り、それに新しい良いものを加えることです。そして、古い生活文化の中で、悪いものは思いきって整理することも大切です。

家制度、村意識、世間体などの中で、新規参入者や異なる意見の人を排除するなど

の古くて狭い心は除かねばなりません。反対に新しく地域社会に入る人も、積極的にその地域社会に溶け込み、新たな地域づくりの担い手になることが必要でしょう。

(3) 響き合う優しい心を

私たちの文化の中には、他人を大切にする、弱い者の立場に立つ、譲り合ったり、支え合ったりする、他人や社会のために尽くした人を称えるなど、法によるものではなく倫理や道徳を優先させている素晴らしいものがあります。

民法という法律でも、法律の条文よりも「公序良俗」という感覚的な律し方を重要視してきました。

人権文化の創造を通して、個人個人が自己の生活の実現に励みながら、その一方で他人や社会のために自らの為し得る能力を発揮して、人を思いやる心を育て、それを通して、穏やかで豊かな人間関係を自らの居住する地域の中に確立することを目指したいものです。

平成 16 年（2004 年）に「人権教育のための国連 10 年」行動計画は終了しましたが、平成 14 年（2002 年）4 月 1 日からの「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」と、それにより策定された「和歌山県人権施策基本方針」が、この精神をしっかりと受け継いでいます。

また同様に、本市においては「橋本市人権尊重の社会づくり条例」と「橋本市人権施策基本方針」により、その心をしっかりと受け継ぎながら、今後も人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ継続的に推進していきます。そして、市民一人ひとりの人権意識や平和に対する意識が高まり、ともに生き、ともに支えあう地域社会を構築していきます。

第4章 施策推進のための体制づくり

本市においては、これまでも女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題（部落差別）、また在日外国人問題等にかかわる課題やその他のさまざまな人権問題について積極的に取り組んできました。

しかし、人権を視点においた総合的な施策や教育啓発活動の点では、必ずしも十分になされてきたとはいえない状況にあります。例えば、世界的な運動であり、すべての個人を活動主体として国連で決議された「人権教育のための国連10年」行動計画においても、取組の脆弱さがありました。

施策推進の対象は、まさに市民一人ひとりであり、市民生活のあらゆる場を通して人権施策の展開が不可欠です。

この施策の取組を通して、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、他人を尊重する心と態度を育てることが重要であり、そのためには、行政と市職員一人ひとりの取組に加えて、市民団体等の自主的な活動に期するところも大きいものがあります。

人権を視点においた総合的な活動には、関係機関相互の緊密な連携・協力が不可欠であり、それが容易になしうる施策推進体制が求められます。

また、常々指摘される縦割り行政のひずみを是正し、行政内部はもとより人権推進団体や地域団体との連携・協力、さらにはそれらの団体間の横の連絡を密にし、すべての人が参加できる体制づくりが必要です。

1. 人権尊重の社会づくり審議会

橋本市人権尊重の社会づくり審議会は、人権尊重の社会づくりを進めるにあたり、市民と行政の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして設置されるものです。

審議会では、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項を審議します。また、市長に意見を述べることができます。

2. 庁内推進体制

市民参加による人権尊重の社会づくりの施策は、市長がその権限に属する事項を施策として執行するものです。

人権施策の推進にあたっては、関係部局がこの基本方針を踏まえ、諸施策を積極的に推進します。なお、総合的な推進組織として橋本市人権行政推進本部を置き、関係部局の密接な連携を図り効果的な推進に努めます。

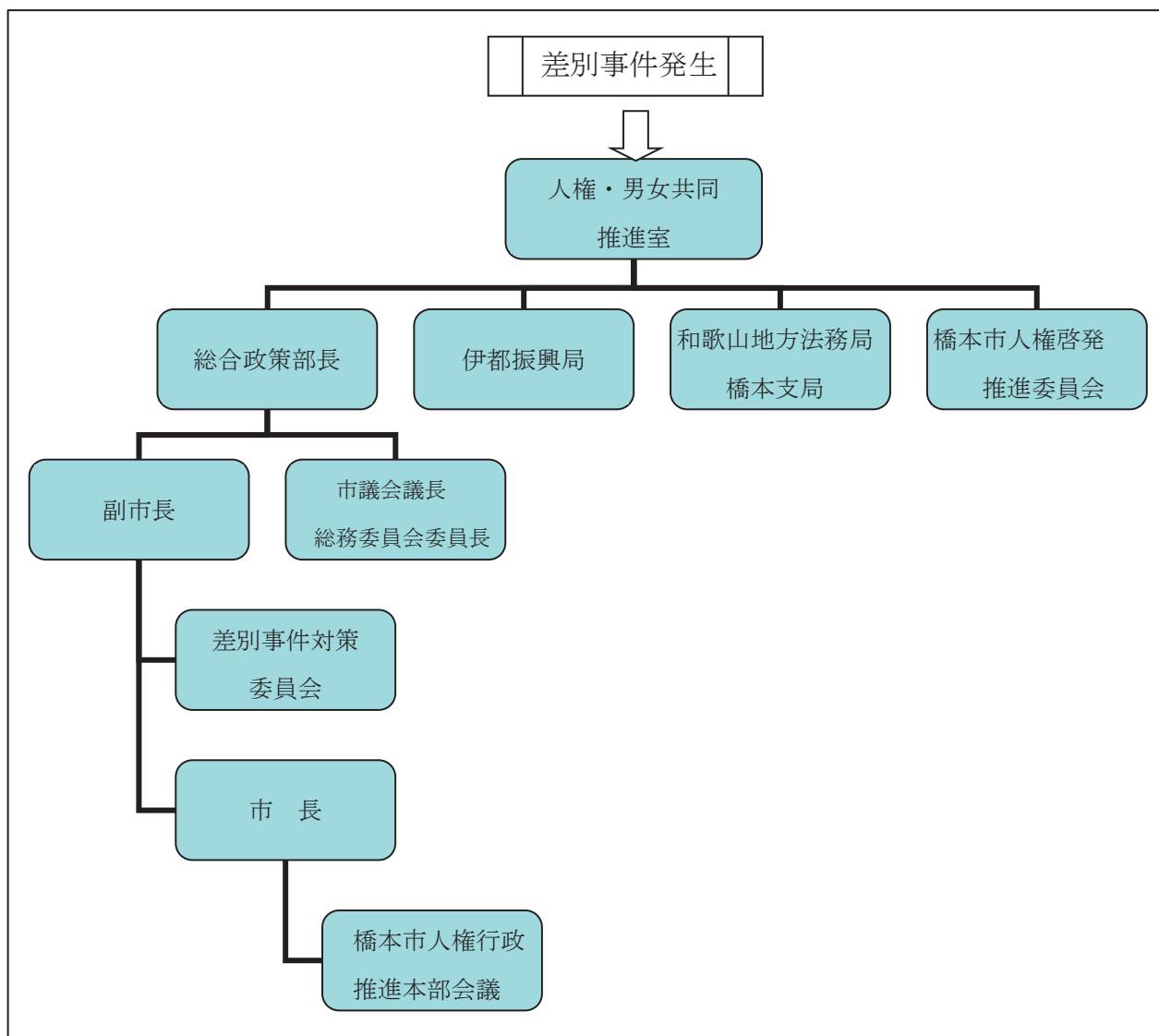
また、政策提言機能を有する人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴きながら、より実効性のある施策の推進を図ります。

(1) 人権行政推進本部

人権行政推進本部は、人権に関する施策についての総合的な調整を図るために設置されるもので、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、各部（局）長が構成員となっています。

また、差別事件等が発生した場合は、推進本部内に副市長を委員長として差別事件対策委員会を設置しながら、その対策にあたります。

《差別事件取組フロー》



(2) 幹事会

幹事会は、人権行政推進本部で決定された事項について協議、調整、検討するために設置されるもので、関係課（室）長により構成されます。

3. 市民参加による推進体制

人権を真に自らのものにするために、市民等による通報・相談・支援・救済・提言を促し、それらと行政とが呼応して施策が推進されることがもっとも大切なことです。

「私たちのまちの私たちの人権」として、このような考え方が生きる体制づくりを指向しています。

こうした体制づくりは、大別して2つの組織が考えられます。1つは、住んでいる地域に密着して、各地域の実情に即した問題について、隣人とともに“人権問題を通して”市政に参加する組織づくり、もう1つは、地域を越えて、全市的あるいは県や国など広域的に活動する個人や団体が連絡会形式で人権運動に参加できる組織づくりです。

(1) 地域を基盤とした人権運動

地域社会の中には、区、自治会活動や各種団体の活動、公民館活動などさまざまな活動があり、それらが地域と密接にかかわっています。防犯、交通、消防、非行防止、福祉等のような活動もその一つです。

その他にも多くの活動はありますが、人権啓発・学習に参加する住民が偏り、地域の“人権ネットワーク”づくりに大きな課題を残していて、誰もが参加しやすい方法等、新たな方策が必要になってきています。

本市においては、このような課題を解決するために「橋本市人権啓発推進委員会」を組織し、又地域活動を行なう「橋本市人権啓発推進連絡協議会」が組織されています。これらの会の活動を通して市民は、自分たちの地域において自分たちの人権問題に取り組むこととなります。

子どもの虐待を始めあらゆる人権侵害を予見して、悲惨な結果に至ることを未然に防止する力となるのは、何といたっても地域住民であり、隣人です。

地域における穏やかで潤いのある人間関係をつくることを目的とした人権の取組により、人権の視野を広げ、自他の権利と義務と責任を合わせて認識した市民が着実に育っていくことになります。

(2) 人権を考える市民団体との連携づくり

人権施策を推進するための団体は、地域に基盤をおくものと、地域の枠組みを越えて組織されたものの2つに分けられます。

そこで、地域における人権施策の推進のため、次のような団体等で構成する組織を育成しながら、団体間の連携を図ることが求められます。

① 構成団体等

人権分野別団体、民生委員児童委員協議会、事業者（代表）、人権^(*)NGO、人権NP0、
人権^(*)オンブズパーソンなど

② 内容

- ・ 各団体・グループ間の情報ネットワークの構築・活用
- ・ 施策推進に関する事項の協力依頼
- ・ 各団体・グループの人権実態についての情報交換

(3) 相談・支援・救済の体制づくり

人権尊重の社会づくりのためには、人権尊重の心をつくり育てることと、人権侵害が発生した場合には、その人権侵害をいかにして救済するかということの両面の体制づくりが求められます。

① 相談・支援体制の充実

相談・支援に関する情報を収集し、積極的に市民に提供するとともに、関係機関等との連携を図りながら、相談体制の充実に努めます。

② 救済体制の整備

- ・ 国の人権擁護施策の動向を踏まえながら、人権侵害に対する救済について、国への働きかけも含めて適切に対応します。
- ・ 本市では、差別事件があった時の処理体制や処理方法を策定しながら取り組んでいます。必要に応じて見直しを行いながら対応していきます。

目標値の設定一覧表

＜令和7年度までの推進行動の目標＞

第2章 人権施策の推進

2. あらゆる生活場面における取組

指 標	現状値	目標値	主管課
【(3) 幼児教育・学校教育】 法務省が出している様々な人権課題（子どもの人権、高齢者の人権など）の学習を推進し、小・中学校において学習している個別の人権課題の数	1校あたりの平均5.8	1校あたりの平均6以上	学校教育課
【(5) 市民啓発】 各地区での一体的な取組の促進	連携した啓発活動各地区で1回/年	連携した啓発活動各地区で1回/年	人権・男女共同推進室
【(5) 市民啓発】 人権啓発リーフレット等の啓発ツールを定期的に作成していく	年1回発行	年1回発行	人権・男女共同推進室
【(6) 市職員・教職員、医療・福祉関係者の研修】 【(7) 地域社会・市民団体・企業などでの取組】 人権出前講座の活用	＜新規＞	人権出前講座10件/年	人権・男女共同推進室

第3章 分野別施策の推進

2. 分野別の人権

指 標	現状値	目標	主管課
【(3) 高齢者の人権】 高齢者権利擁護の推進 認知症サポーター養成講座の1年間の延べ受講者数	1,181人/年	1,000人/年	いきいき健康課
【(10) 性的少数者の人権】 市として、同性パートナーシップ（宣誓）制度の導入に努める	＜新規＞	令和7年度までに導入	人権・男女共同推進室
【(11) インターネット上の人権】 モニタリングを実施し、差別書き込み等をプロバイダ等へ削除依頼する件数	＜新規＞	30件/年	人権・男女共同推進室

結びにかえて

この基本方針は、橋本市が主体となって推進していく人権施策に関するものとして、平成 17 年（2005 年）3 月に橋本市人権施策基本方針を策定しました。その後、平成 18 年（2006 年）3 月の旧橋本市と旧高野口町の合併に伴い、新橋本市として進めるべき人権施策を見直し、また策定後の国の法整備や制度改正に合わせ、同基本方針を改訂してきました。

さらに改訂後 10 年以上が経過し、新たな人権課題への対応が必要となっていることや新しい法律等の制定に沿った新たな基本方針としていく必要があることから、今回、二次改訂をしたものです。今後も、国及び県の指導・援助をいただきながら、他市町村とも強い連携を図り、また全市民の力を集め、各地域の特性に応じた幅広い市民参加による取組を進めて行くことが重要です。

人権とは、決して私たちの日常生活とかけ離れたものではありません。人権施策推進にあたって最も留意すべきことは、この基本方針を単なる理念や文章だけに終わらせることなく、あくまでも具体的・個別的に市民の日常生活に生かしていくことです。ですから、この基本方針の策定は作ることが目的ではなく、これを新たな出発点として、私たち一人ひとりが身近な視点で人権について考え、各種の人権施策に取り組み、差別のない、誰もが「住んでみたい・住んでよかった」と思える橋本市を作り上げることが、究極の目的です。

また、平成 30 年（2018 年）は、昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日に国際連合によって、「あらゆる人と国が達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されてから、70 周年の節目の年でした。日本では、この日に「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、昭和 24 年（1949 年）に 12 月 10 日を最終日とする一週間（12 月 4 日～12 月 10 日）を「人権週間」と定め、毎年この時期にさまざまな人権啓発活動を行っているところです。

この度の基本方針改訂を機に、新たに推進行動目標を設定し、定期的には人権教育及び人権啓発の取組を点検しながら、今後も人権施策の推進に取り組んでいきます。

用語の解説

[ア行]

新しい生活様式

新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大に伴い、令和2年（2020年）に新型コロナウイルス感染症専門家会議が、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践していく必要があるとの考えのもと、提唱した生活様式。無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があるため、日常生活の中で心がけるべき具体的な実践例が示されています。具体的には、「一人ひとりの基本的感染対策」として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、移動に関する感染対策をする（感染流行地域への移動を控える、誰とどこで会ったか記録しておく、地域の感染状況に注意する）、「日常生活を営む上での基本的生活様式」として、3密（密集・密接・密閉）の回避、こまめな換気、健康チェック、「日常生活の各場面別の生活様式」として、買い物、スポーツ、公共交通機関の利用、食事、イベント等への参加の際の注意事項などが細かく示されています。

慰安婦問題

慰安婦とは、戦時中に日本軍の関与の下で作られた慰安所で、将校の性の相手を強いられた多くの女性のことをいいます。昭和58年（1993年）に当時の官房長官が発表した談話（河野談話）では、「当時の軍の関与の下に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」と指摘されています。

インバウンド

外国人が旅行や観光等で、日本を訪れることをいいます。

ウェブサイト

一般に特定のドメイン名の下にある複数のウェブページの集まりのこと。ホームページと呼ばれることもあります。

SNS

SNSとは「Social Networking Service」の略語で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称。プロフィールの作成、文章の公開、コメントをつける、写真を公開する、グループを作るなどの機能があり、代表的なSNSとしてツイッター「Twitter」、フェイスブック「Facebook」、ライン「LINE」、インスタグラム「Instagram」などがあげられます。

NGO

「Non-Governmental Organization」の略語で、政府から自立した組織として、自発的に市民が国境と国籍の違いを乗り越え地球的規模の問題の解決に取り組む、草の根の協力団体です。

一般的には特に国際協力や国際交流に携わる団体を指しますが、他にも環境NGO、人権NGOなどがあります。

NPO

Non Profit Organization の略語で「非営利組織」つまり、利益を目的としない組織のことをいいます。政府や自治体といった行政機関ではないということを明確にするために「民間非営利団体」と訳されることもあります。平成 10 年（1998 年）に、NPO の活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されています。

オンブズパーソン

行政監査専門員とも訳され、市民に代わって行政苦情の解決や行政の適正運用の確保を図るために行動する人を、このように呼びます。

[カ行]

解放令

明治 4 年（1871 年）に、明治政府が四民平等の一環として出した太政官布告をいいます。近世社会における最低身分とされた、賤民の身分と職業を平民と同様にするというものです。これにより従来の身分差別の制度上の根拠はなくなりましたが、実質的な差別はなくなり、後の部落解放運動に繋がっていきました。

企業の社会的責任（CSR）

CSR とは Corporate Social Responsibility の略称で、企業の社会的責任をいいます。企業が自社の利益のみを追求するだけでなく、消費者や投資家に加え社会全体を視野に経済・環境・社会など幅広い分野での社会全体のニーズの変化をとらえ、企業の競争力強化や持続的発展とともに経済全体の活性化や良い社会づくりを目指す自発的な取組をいいます。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで、妨げとなるバリアを取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思疎通、車いすでの移動の解除など、過度の負担にならない範囲で対応されるべきものをいいます。

高齢化率

日本の総人口に対する、高齢者（65 歳以上）の人口比率をいいます。

国際高齢者年

「高齢者のための国連原則」（高齢者の自立、参加、ケア、自己実現及び尊厳の実現）の普及・促進等のために国際連合が平成 11 年（1999 年）に設定した国際年のことです。テーマは「す

すべての世代のための社会を目指して」です。

国際識字年

アフリカ諸国をはじめとする多くの国々が独立を果たした昭和 35 年（1960 年）代、国際社会において非識字の問題が大きな注目を集め関係各国では教育拡充を誓いました。しかし、昭和 55 年（1980 年）代に入ると、発展途上国では人口急増や債務危機問題が深刻化し、教育状況は改善されないばかりか、国家予算における教育分野への支出は大幅に抑えられ、教育の機会の減少、また質の低下が深刻な問題となりました。こうした中で、昭和 62 年（1987 年）12 月 27 日の国連総会において、平成 2 年（1990 年）を国際識字年と定め、ユネスコを中心に様々な取組がなされました。

国際児童年

昭和 51 年（1976 年）の国連総会は、全世界の児童の権利を積極的に擁護していくため、昭和 54 年（1979 年）を「国際児童年」とすることを決議しました。この年はまた「児童権利宣言」20 周年の年でもあったため、世界的なキャンペーンが展開されました。

国際障害者年

国連は、昭和 46 年（1971 年）に「精神薄弱者の権利宣言」、昭和 50 年（1975 年）に「障害者の権利宣言」を採択したが、その完全実施が難しい状況にあったため、この 2 つの権利宣言の完全実施を促すために、昭和 56 年（1981 年）を、障がい者の「完全参加と平等」をテーマとし、障がい者が社会生活に完全参加し、障がいのない人と同等の生活を享受する権利をめざす「国際障害者年」と決議しました。

国際人権年

国連は、昭和 43 年（1968 年）に「国際人権年」とし、国際社会が 1 年間を通じて 1 つの共通した問題に取り組む国際年の一つに決めました。

国際人権規約

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、昭和 41 年（1966 年）の第 21 回国連総会において採択され、昭和 51 年（1976 年）に発効しました。日本は昭和 54 年（1979 年）に批准しました。なお、社会権規約を国際人権 A 規約、自由権規約を国際人権 B 規約と呼ぶこともあります。

国際婦人年

国連は昭和 23 年（1948 年）、第 3 回総会において、「世界人権宣言」を謳いあげ、昭和 41 年（1966 年）には「国際人権規約」を採択し、この人権の立場から女性の地位の改善について、

次々と宣言や条約を採択してきました。昭和 42 年（1967 年）「婦人に対する差別撤廃宣言」が採択され、この「宣言」を実効あるものとするために昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とし、婦人問題に集中的に取り組む年と決定し、さらに向こう 10 年間に女性の地位向上に必要な施策と行動を各国政府に呼びかけました。

固定的性別役割分担意識

「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という、日本人の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく役割分担意識をいいます。このような意識は、時代とともに変わりつつありますが、今も依然として根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けた取組にとって、大きな障害の一つとなっています。

令和元年（2019 年）度に内閣府が実施した男女共同参画に関する世論調査の結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「賛成」が 35%と過去最少の割合となり「反対」（59.8%）を大きく下回り、時代とともに意識は変わりつつありますが、「賛成」とする理由として「妻が家庭を守る方が、子どもの成長などに良い」が 55.2%、「両立しながら、妻が働き続けることは大変」が 44.7%となっています。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

児童の権利条約は、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について詳しく説明し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。平成元年（1989 年）の第 44 回国連総会において採択され、平成 2 年（1990 年）に発効しました。日本は平成 6 年（1994 年）に批准しました。

子どもの貧困

貧困には人間として最低限の生活を営むことができない絶対的貧困と国民の年間所得の 50%に満たない所得水準で金銭的に困っている相対的貧困があり、日本の相対的貧困率は 15.6%（平成 28 年度国民生活基礎調査による）となっています。またそのうち半数がひとり親世帯であり、一般的な水準の家庭よりも貧困家庭の子どもの方がコミュニケーション不足や学力が低い傾向があります。

[サ行]

ジェンダー

ジェンダーとは、性別に関する社会的規範と性差を指します。

ジェンダー・アイデンティティー

ジェンダー・アイデンティティーとは一人の人間としての自分を意味しています。自分を自分らしくしてくれるジェンダーによって左右されます。「男」か「女」かを選ぶ選択や、枠組みを超えて 2 つのジェンダーを組み合わせたものや、常に変化していくものもあります。

ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが評価分析のうえ毎年発表している、国別の男女格差の度合いを測った指数であり、これをもとに世界における男女平等の度合いの順位を付けています。

色覚特性

色覚異常は、目の特性の一つ。色を認識する錐体細胞の変異により、色の認識・識別が多数派と異なっていることです。

ただし、色の認識・識別には個人差があり、色覚異常をその人の持つ特性と捉えたものが色覚特性です。

社会的包括（ソーシャル・インクルージョン）

人々を孤立や排除から救い、社会の構成員として包みこみ、コミュニティの力を強化し、支えあう社会が目標であり、誰もが共に生きる社会の創造を目指す考え方のことです。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約です。障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）を禁止することや、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進することなどの内容となっています。平成 18 年（2006 年）12 月 13 日に国連総会において採択され、平成 20 年（2008 年）5 月 3 日に発効しました。日本では、平成 26 年（2014 年）1 月 20 日に、批准書を寄託し、同年 2 月 19 日に効力が発生しました。

商業的性的搾取

商業的性的搾取は子どもの権利に対する根本的な侵害です。それは大人による性的虐待と、子どもに対する現金または現物による報酬提供によって構成され、子どもは性的な対象物として売り買いする物品として扱われています。商業的性的搾取は子どもに対する強制及び暴力の一形態であって、強制労働の現代的な形といえます。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約）

女子差別撤廃条約は、女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。昭和 54 年（1979 年）の第 34 回国連総会において採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効しました。わが国は、昭和 60 年（1985 年）に批准しました。

新型コロナウイルス感染症

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスの一つです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスがあります。一般的には、飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。昭和 40 年（1965 年）の第 20 回国連総会において採択され、昭和 44 年（1969 年）に発効しました。わが国は、平成 7 年（1995 年）に批准しました。

水平社宣言

明治 4 年（1871 年）明治維新政府は、近世社会の最低身分とされた賤民の身分、職業とも平民同様とするといういわゆる解放令を發布し、法律・制度の上では差別はなくなったはずでしたが、具体的な施策はほとんどとられず、現実には依然として差別はなくなりませんでした。そのため、部落差別の解消を目指す様々な思想が生まれ、運動が起きました。特に大正中期の米騒動を契機として、被差別部落の人びと自らが部落差別をなくすために立ち上がったのが大正 11 年（1922 年）の「全国水平社」創立大会であり、ここで採択されたのが「水平社宣言」です。この宣言は「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と謳い、日本における最初の人権宣言ともいわれています。

3 R 活動

3 R（スリーアール）とは、ゴミを減らす Reduce（リデュース）、繰り返し使う Reuse（リユース）、ゴミを資源として再利用する Recycle（リサイクル）の頭文字を表します。3つの R に取り組むことで、ゴミを限りなく少なくし、そのことでゴミの焼却や埋め立て処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う循環型社会をつくることで、地球温暖化問題等の地球規模の環境問題に取組、環境と経済の両立を図っていく必要があります。

性的少数者（LGBT、またはLGBTQ+）

性的少数者（LGBT）とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。「性のあり方」が「いわゆる多数派」の人々とは異なる部分のある人のことで、セクシュアルマイノリティといわれることもあります。「性のあり方（セクシュアリティ）」は「身体的性別」「性自認（性同一性）」「性的指向」などを包括した概念です。「LGBT以外にもさまざまなセクシュアリティ（人間の性）の

人がいて、例えば、恋愛感情を持たないアセクシュアル（無性愛）、さまざまな人に恋愛感情を持ちうるパンセクシュアル（全性愛）などの頭文字も使われていました。最近では、自己の性のあり方を決めたくない、あえて決めないという意味のクエスチョニングの「Q」や、あるいはセクシュアルマイノリティ全てを表す意味で使われるクィアの「Q」を追加してLGBTQという表記をした上で、この他にも色々な人がいるという意味で、末尾に「+」を加え、「LGBTQ+」という言い方をするようになってきています。

責善教育

昭和22年（1947年）、和歌山県における同和教育を責善教育という名で自主的でローカルな教育運動として出発しました。

セクシュアルハラスメント

相手の意に反した、性的な言動を行い、それに対する対応によって、不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって相手の生活環境を著しく悪化させることをいいます。

Society5.0

これまでの社会は、狩猟生活（Society1.0）に始まり、農耕を中心とした集団を形成し組織を大きくした農耕社会（Society2.0）、産業革命後の工業社会（Society3.0）、インターネットの登場による情報社会（Society4.0）に到達しています。Society5.0とは、IoT（Internet of Things）によりサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を連携し、AI（Artificial Intelligence）などの活用により量と質の全体最適（スマート化）をはかる社会のことです。

ソーシャル・ディスタンス

感染症予防に特化した言葉で、感染拡大を防ぐために物理的な距離をとるという意味です。一方、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）という言葉がありますが、人間の心理的な距離（親密さの程度）を指して使う言葉として、子どもの社会性に関する研究などで使われるようになりました。2つの言葉は学術的には大きく違いますが、日本では新型コロナウイルスの流行の中で混同して使われるケースがあり、ソーシャル・ディスタンスが人との物理的距離の意味で使われることが定着しつつあります。世界保健機構は、意味を明確にするため、フィジカル・ディスタンス（身体的距離の確保）と言い換えるようになってきました。

[タ行]

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

地下鉄サリン事件

平成7年（1995年）3月、朝の通勤ラッシュ時に、東京都内の5つの地下鉄車両内で神経ガスのサリンを散布し、多くの死傷者を出した同意多発テロ事件をいいます。松本サリン事件などと並んで、宗教団体であるオウム真理教が起こした3大事件の1つです。

中国残留孤児

第二次世界大戦末期、中国の東北地方の満州国には、開拓団等多くの日本人が居住していましたが、ソ連軍の対日参戦により、戦闘に巻き込まれたり避難中の飢餓疾病等により、多くの方が犠牲となりました。このような中、肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられたり、やむなく中国に残ることになった方々をいいます。（中国残留邦人ともいいます）

DV（ドメスティック・バイオレンス）

家庭内での暴力、特に夫婦や恋人など親密な間柄の男女間で行われる暴力を指すことが多い。肉体的苦痛を与える暴力のみならず、精神的苦痛を与える暴力（脅迫、無視、行動の制限など）も含まれます。

デートDV

デートDVとは交際中のカップル間に起こるDVのことです。

トラウマ（心的外傷）

トラウマとは、精神的に何らかの大きな打撃を受けた心の傷のことです。

[ナ行]

ノーマライゼーション

障がいを持つ人や適応力の乏しい高齢者の生活を、できる限り健常者の生活と同じように営めるようにすること。発端は昭和25年（1950年）代、デンマークの知的障がい者の子を持つ親たちの会が、巨大な知的障がい者の施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、この状況を改善しようと始めた運動からスタートしました。

[ハ行]

はしもと出前講座

市職員が講師として市内各地域に出張し、市政の各分野について説明等を行うものです。橋本市では、市民の皆さんに市政全般への関心を高めていただき、市民協働・市民参画の推進を図ることをめざすため、市政について広く市民の皆さんに知ってもらえるよう、学習機会の充実を図ることを目的として出前講座を開催しています。

橋本市女性電話相談

橋本市では、平成 29 年（2018 年）4 月より、配偶者等からの暴力や男女の固定的性別役割分担意識から生じる問題ほか、女性が抱える様々な悩みについて対応する女性電話相談を開設しています。相談員は男女共同参画の視点に立って話を聴き、ともに考え、寄り添いながら、相談者自身が解決の糸口を見つけられるよう支援します。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。もともとは段差解消などハード面（施設）の色彩が強いが、広義には障がい者の社会参加を困難にする障壁の除去（ソフト面の思いやり、気持ち）を含みます。

ハンセン病

ハンセン病は、らい菌という細菌によって引き起こされる慢性の感染症です。古くから「らい病」とか「らい」といわれていましたが、らい菌を発見したノルウェーのハンセンの名をとって現在はハンセン病と呼ばれています。しかし、感染力は極めて弱く、発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治る病気です。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）

PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）は、心的外傷後ストレス障害の略で、強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、こころの傷となって、時間がたつてからも、当時の強い恐怖を感じ続ける病気です。震災などの自然災害、火事、事故、暴力や犯罪被害などが原因とも言われています。

ファシリテーター

何らかの事柄を円滑に進むよう支援する働きをファシリテーションといい、そのために働く人をファシリテーターといいます。すなわち、話し合いの促進役、集団で問題解決していく場面での支援者で、参加者一人ひとりが想っていることを引き出し、表現できるようにお手伝いをする役割、また、出てきた意見を参加者の合意を得ながら、みんなで整理したり、そこから新たなアイデアを生み出せるように支援する役割の人のことをいいます。

フィルタリングソフト

特定の条件に合致するウェブサイトへのアクセスを禁止し、ウェブページを表示させないソフトウェアのこと。未成年にふさわしくない内容のウェブサイトの閲覧を防止するために、学校や家庭などで利用されます。

文化大革命

名目は、中国の毛沢東が提唱した政治運動で、昭和 41 年（1966 年）から約 10 年間展開され

た、資本主義文化を批判し新たに社会主義文化を創生しようとする文化改革運動をいいます。
実際には、毛沢東が自身の復権を画策した政治・権力闘争といわれています。

ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々に対する差別を煽る表現や、排斥する差別的言動をいいます。

本人通知制度

市町村が、住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人に交付したことをお知らせする制度です。事前に市町村への登録が必要になります。

[マ行]

三菱重工ビル爆破事件

昭和 49 年（1974 年）8 月に、東京都千代田区丸の内の三菱重工業ビル玄関前で発生した無差別爆破テロ事件をいいます。

モニタリング

英語で「状態を監視すること」「状態を把握するために、観測や測定を行うこと」を意味する言葉で、ここでは、インターネット上の差別書き込み等について、継続的あるいは定期的に調査を実施することです。

[ヤ行]

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、「ユニバーサル＝普遍的な・全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいいます。この言葉や考え方は、昭和 55 年（1980 年）代にノースカロライナ州立大学（米）のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7 つの原則（公平性、自由度、単純性、わかりやすさ、安全性、省体力、スペースの確保）が提唱されています。

[ラ行]

ライン

スマートフォン、携帯電話、パソコン、タブレットで利用できる無料のコミュニケーションツールのことです。代表的な機能として、相手とリアルタイムでメッセージのやり取りができるトーク機能、3 人以上の多人数と同時にメッセージのやり取りができるグループトーク機能、トークにイラスト等挿入できるスタンプ機能などがあります。

[ワ行]

ワーク・ライフ・バランス

年齢や性別に関係なく、誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動などの諸活動を自分の希望するバランスで展開できる状態をいいます。仕事の充実と仕事以外の生活の充実との好循環をもたらし、一人ひとりが自分らしい活動に取り組むことが出来るようになります。

《資 料》

1. 橋本市人権尊重の社会づくり条例	64
2. 橋本市人権尊重の社会づくり審議会規則	66
3. 橋本市人権尊重の社会づくり審議会委員名簿	67
4. 審議会における改訂版策定の経過	68
5. 橋本市男女共同参画推進条例	69
6. 橋本市部落差別の解消を推進する条例	73
7. 橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を 原因とする人権の侵害を防止する条例	75
8. 橋本市人権教育基本方針	78
9. 世界人権宣言	81
10. 日本国憲法（抄）	83
11. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	85
12. 「人権擁護都市宣言」に関する決議	87
13. 法律及び条約等の名称一覧	88
14. 人権関連年表	91

橋本市人権尊重の社会づくり条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 5 号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別が行われることなく、すべての人の人権が尊重される社会をつくることは、橋本市民みんなの願いである。

そのためには、市民一人ひとりが人権を行使するに当たり、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、温かい心で交わり、人間愛をもってお互いの人格を認め合うようにしなければならない。

「時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市」の実現に向けて、ここに、私たちは、人権が尊重される明るい社会づくりを推進するために、たゆまぬ努力を傾注することを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、人権尊重の社会づくりを進めるに当たり、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

（市の役割等）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、人権に関する必要な施策（以下「人権施策」という。）を推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、県及び関係機関と連携するものとする。

3 市は、人権に関する調査研究に努めるとともに、市が実施した人権施策について公表するものとする。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場や機会において互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権が尊重される社会の実現に努めるものとする。

（人権施策基本方針）

第 4 条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための基本施策

(3) 人権に関する相談支援体制の基本的な事項

(4) 人権問題における分野ごとの施策の基本的な事項

- 3 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ次条に規定する橋本市人権尊重の社会づくり審議会に諮問するものとする。

(橋本市人権尊重の社会づくり審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため橋本市人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項を審議する。

- 3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(審議会委員の任期の特例)

- 2 第5条第5項本文の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

橋本市人権尊重の社会づくり審議会規則

平成 18 年 3 月 1 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、橋本市人権尊重の社会づくり条例（平成 18 年橋本市条例第 5 号）第 5 条第 7 項の規定に基づき、橋本市人権尊重の社会づくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、総合政策部人権・男女共同推進室において処理する。

(補則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

橋本市人権尊重の社会づくり審議会委員名簿

◎印は会長、○印は副会長

任期（令和元年 8 月 19 日～令和 3 年 3 月 31 日）

氏 名	所 属 等
おおかわ ひろこ 大川 博子	橋本市女性会議
きうら けんいち 木浦 憲一	橋本市人権啓発推進委員会
き た あきら 喜多 晃	橋本市身体障害者連盟
こもだ てつ 薦田 哲	弁護士
つもと みつよ 津本 光代	橋本市母子保健推進員
としま ひろこ 戸島 浩子	公 募
なかお えつこ 中尾 悦子	保護司、橋本市教育委員
なかたに かずお 仲谷 一雄	橋本市老人クラブ連合会
のぐち まさひろ 野口 政弘	元小学校長
はぎわら やよい 萩原 弥生	人権擁護委員
まつもと ひろよ 松本 祐代	公 募
まるやま てつや 丸山 哲也	元区長
むらた ほづみ ◎村田 溥積	実務法学会研究会代表
よねざわ よしふみ ○米澤 好史	和歌山大学教授
わ だ てるこ 和田 照子	橋本市社会教育委員

(50音順、敬称略)

審議会における改訂版策定の経過

年 月 日	内 容
令和元年9月18日	令和元年度 第1回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会 1) 橋本市人権施策基本方針とは 2) 橋本市人権に関する市民意識調査の結果について 3) 今後の審議会開催スケジュールについて
令和2年1月23日	令和元年度 第2回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会 1) 人権課題に関する調査結果報告について（各課及び職員） 2) 橋本市の人権相談に関する実態調査について 3) 審議会委員のアンケート調査結果について 4) 今後の審議会開催スケジュールについて
令和2年2月20日	令和元年度 第3回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会 1) 人権施策基本方針改訂案 第1章、第2章（素案）
令和2年4月13日	令和2年度 第1回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会 1) 人権施策基本方針改訂案（素案）について 人権関係年表案 人権施策基本方針の目標一覧
令和2年6月18日	令和2年度 第2回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会 1) 人権施策基本方針改訂案（素案）について
令和2年7月27日	令和2年度 第3回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会 1) 人権施策基本方針改訂案について

橋本市男女共同参画推進条例

平成27年9月25日

条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、橋本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、前号に規定する機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行っている個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 教育関係者 市内においてあらゆる教育及び保育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 性的指向 人の恋愛感情や性的な関心の対象がどういった性別に向かうかという概念のことで、具体的には、異性愛、同性愛、両性愛、無性愛等をいう。
- (7) 性自認 生物学的な性別にかかわらず、自分で認識している性別のあり方をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること及び性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (9) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった者の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず性別を理由に差別的取扱いを受けることなく、その個人としての能力を発揮する機会が確保され、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会

における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立できるよう配慮されること。

(5) 男女が互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際的な視野を持って行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、効果的に実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるとともに、労働者が職場における活動と家庭生活における活動を両立できる職場環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する上で教育の果たす役割の重要性を認識し、教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別に起因する差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはならない。

- 2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他の性別に起因するあらゆる暴力を行ってはならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第16条に規定する橋本市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映させるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとする。

- 2 市は、施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講ずるものとする。
- 3 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育において、男女共同参画が推進されるよう支援するものとする。

(啓発活動等)

第11条 市は、市民、事業者及び教育関係者が、男女共同参画についての理解を深めるため、啓発活動、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(災害対応における配慮)

第12条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、男女双方の視点に配慮するものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画施策を効果的に実施するため、調査研究を行うものとする。

(男女共同参画施策の実施状況の公表)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第15条 市長は、市が実施する男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は性別による差別的取扱い等に関する苦情又は相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の苦情及び相談への適切な措置に当たって特に必要があると認めるときは、

橋本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(男女共同参画審議会)

第16条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、橋本市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、基本計画の策定及び変更に関する事項のほか、男女共同参画施策の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 公募による市民
 - (3) 地域活動団体の代表者
 - (4) 各種関係機関の代表者
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 橋本市男女共同参画推進懇話会要綱（平成24年橋本市告示112号。以下「旧要綱」という。）の規定により置かれた橋本市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）は、第16条第1項により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧要綱の規定により委嘱され、又は任命された懇話会の委員である者は、この条例の施行の日に、第16条第4項の規定により、審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとしてみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとしてみなされる者の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における旧要綱の規定により委嘱され、又は任命された懇話会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

橋本市部落差別の解消を推進する条例

令和2年12月22日

条例第48号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会を実現することを目的とする部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）及び和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（令和2年和歌山県条例第10号）並びにすべての人の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする橋本市人権尊重の社会づくり条例（平成18年橋本市条例第5号）の理念にのっとり、部落差別の解消を推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に向けた取組は、部落差別による人権侵害を決して許すことなく、市民すべての基本的人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりを目指し、国、県、市、市民、事業者、関係機関等が相互に協力しながら、これを推進するものとする。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、結婚若しくは就職に際しての身元の調査又はその他の行為により、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、インターネット等を通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供し、又はその情報を拡散することにより、部落差別を行ってはならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、国、県、市民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、部落差別の解消に関し必要な施策を講じるものとする。

2 市は、部落差別の解消に関して、市民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、部落差別の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者（市内で事業活動を行う個人、法人及びその他の団体をいう。以下同じ。）は、部落差別の解消のために、従業員の人権意識の高揚その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する部落差別の解消のための施策に協力するものとする。

(部落差別解消への取組)

第7条 市は、第3条の規定に違反して部落差別を行った市民若しくは事業者又は市内における部落差別を行った者に対して、正しい理解が得られ、かつ、部落差別を行わないよう

指導及び助言をするものとする。

- 2 市は、前項の規定により必要な指導及び助言を行っても、これに従わない場合には、前項の部落差別を行った者に対し、部落差別を行わないよう勧告するものとする。
- 3 市は、前項の規定による勧告に従わない事業者があるときは、その旨を公表することができる。なお、公表する際には、あらかじめ当該事業者に対しその旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。
- 4 市は、インターネット等において差別的な書き込み等を監視し、市に関連する部落差別と認められる書き込み等を発見した場合には、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 8 条 市は、部落差別を解消するため、あらゆる機会を通じて、必要な教育及び継続的な啓発を行うものとする。

- 2 市は、教育及び啓発を行うに当たっては、これにより新たな差別を生むことがないように留意するものとする。

（相談体制の充実）

第 9 条 市は、部落差別に関する相談に応じるとともに、相談者の心情に寄り添った対応に努めるものとする。

- 2 市は、部落差別に関する相談に的確に応じるため、相談に応じる者の資質の向上を図る等必要な施策を講じるとともに、相談体制の充実を図るものとする。

（部落差別の実態把握）

第 10 条 市は、部落差別の解消の推進に関する法律第 6 条の規定により国が行う調査に協力するとともに、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じて人権に関する市民の意識調査を行う。

- 2 市は、インターネット等における差別的な書き込み等を監視することにより、市に関連する部落差別の実態把握に努めるものとする。

（委任）

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（この条例の廃止）

第 2 条 この条例は、部落差別が解消されたと認められるに至ったときは、速やかに廃止するものとする。

橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする
人権の侵害を防止する条例

令和3年3月30日

条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症に係る^{ひぼう}誹謗中傷等が行われていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及びすべての人の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする橋本市人権尊重の社会づくり条例（平成18年橋本市条例第5号）の理念にのっとり、感染症を原因とする人権の侵害を防止するために必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を未然に防止し、もって感染症を原因とする人権の侵害のない社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたベータコロナウイルス属のコロナウイルスがその病原体である感染症をいう。
- (2) 感染症 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。
- (3) 感染症に係る^{ひぼう}誹謗中傷等 感染症に感染したこと若しくは感染したおそれがあること、施設、店舗等において感染症の感染が発生したこと若しくは発生したおそれがあること又は感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないことについて、これらの事実の有無にかかわらず、当該事実があるものとして^{ひぼう}誹謗中傷をし、若しくは当該事実を殊更に摘示することにより不当に名誉を毀損し、又は当該事実に関連して本人（当該本人が未成年者又は成年被後見人等の場合にあつてはその法定代理人、法人その他の団体の場合にあつてはその代表者）の同意を得ることなく公表されていない情報を不当に公表する行為その他感染症に関して差別的な取扱いをする行為をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人、法人及びその他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 感染症に係る^{ひぼう}誹謗中傷等をなくし、人権を擁護するための取組は、人権侵害を決して許すことなく、市民すべての基本的人権が尊重され、安心して暮らせるまちづくりを目指し、国、県、市、市民、事業者、関係機関等が相互に協力しながら、これを推進するものとする。

(感染症に係る^{ひぼう}誹謗中傷等の禁止)

第4条 何人も、全ての者に対し、インターネット等を通じて、公衆による閲覧、複写その他

の利用をすることが可能な情報を提供し、若しくはその情報を拡散すること又はその他の行為により、感染症に係る誹謗中傷等を行ってはならない。

(市の責務)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、国、県、市民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、感染症に係る誹謗中傷等をなくすことに必要な施策を講じるものとする。

2 市は、感染症に係る誹謗中傷等をなくすことに関して、市民、事業者、関係機関等の取組に必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、感染症に係る誹謗中傷等をなくすために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、感染症に係る誹謗中傷等をなくすために、従業員の人権意識の高揚その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する感染症に係る誹謗中傷等をなくすための施策に協力するものとする。

(感染症に係る誹謗中傷等をなくすための取組)

第8条 市は、第4条の規定に違反して感染症に係る誹謗中傷等を行った市民若しくは事業者又は市内において感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対して、正しい理解が得られ、かつ、感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう指導及び助言をするものとする。

2 市は、前項の規定により必要な指導及び助言を行っても、これに従わない場合には、前項の感染症に係る誹謗中傷等を行った者に対し、感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう勧告するものとする。

3 市は、インターネット等において感染症に係る誹謗中傷等の書き込み等を監視し、市に関連する感染症に係る誹謗中傷等と認められる書き込み等を発見した場合には、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。

(教育及び啓発)

第9条 市は、感染症に係る誹謗中傷等をなくすため、教育活動及び啓発活動を通じて正しい知識の普及及び情報の発信をするものとする。

(相談体制の充実)

第10条 市は、感染症に係る誹謗中傷等に関する相談に応じるとともに、相談者の心情に寄り添った対応に努めるものとする。

2 市は、感染症に係る誹謗中傷等に関する相談に的確に応じるため、相談に応じる者の資質

の向上を図る等必要な施策を講じるとともに、相談体制の充実を図るものとする。

(感染症に係る^{ひぼう}誹謗中傷等の実態把握)

第 11 条 市は、感染症に係る^{ひぼう}誹謗中傷等をなくすことに関する施策の実施に資するため、必要に応じて人権に関する市民の意識調査を行う。

2 市は、インターネット等における感染症に係る^{ひぼう}誹謗中傷等の書き込み等を監視することにより、市に関連する感染症に係る^{ひぼう}誹謗中傷等の実態把握に努めるものとする。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

橋本市人権教育基本方針

平成 19 年 3 月 30 日

橋本市教育委員会

国連は、二度にわたる大戦の反省から、1948 年に世界人権宣言を採択しました。それ以降も、多くの人権に関する国際規約の採択や決議がなされてきました。1994 年には、「人権教育のための国連 10 年行動計画」が提起され、2004 年には「人権教育のための世界計画」が採択されるなど、世界中のあらゆる人権侵害をなくすため、現在も取組が進められています。

わが国においても、日本国憲法を施行して半世紀余、憲法が保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、人権が尊重される社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきました。

また、和歌山県では、人権を尊重する社会づくりのため、同和問題解決への取組がその先導的な役割を果たしてきました。その長年にわたる同和教育の成果を生かし、人権が尊重される社会を築いていこうとする人間の育成をめざし、平成 17 年に「和歌山県人権教育基本方針」を策定し、人権教育を推進しています。

本市においても、同和教育の取組が先駆的取組として人権教育の推進に大きな役割を果たしてきました。また、市民の努力によってこれまで積み上げられてきた同和教育の理念や実践、啓発活動の成果を人権教育の重要な柱として位置づけ、諸施策の推進も図られてきました。人権尊重の機運の高まる中、平成 13 年に、「人権教育のための国連 10 年橋本市行動計画」、平成 14 年には「橋本市人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。そして、平成 17 年には「橋本市人権施策基本方針」の策定、さらに、平成 18 年には「人権擁護都市宣言」に関する決議がなされるなど、人権尊重の精神と実践力を身につけた市民の育成をめざし、人権教育・啓発を推進してきています。

しかしながら、わが国においては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V 感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題が、重要な課題となっています。加えて近年、プライバシーの侵害、インターネット上での人権侵害等、新たな人権問題も生じてきています。

私たち市民は、一人ひとりの人権が尊重される社会を創っていくために、あらゆる機会や場において、人権について理解したり、人権感覚を身につけたりすることが求められています。また、自他の人権を認め合い、人権や人権問題について自ら考え、その解決に向けて積極的に行動することが大切です。

橋本市教育委員会は、このような市民の育成をめざし、国際的な人権尊重の教育の潮流を踏まえ、国や県及び本市人権施策基本方針等に基づいた人権教育を推進するための基本方針を次のように定めます。

基本方針

生涯を通じて人権を尊重することを大切にし、人権についての学びを深め、よりよく生きる態度を育むとともに、人権が尊重される社会を築くために主体的に取り組んでいける市民を育てます。

(1) 人権への気づきや学びについての人権教育

人権の意義・内容や具体的な人権課題についての理解を図るとともに、正しい人権感覚を育みます。

(2) 豊かに生きるための人権教育

自分や他の人を大切にし、お互いの人権を認め合いながら、豊かな人間関係のもと、よりよく生きる態度を育みます。

(3) 市民一人ひとりが主体となる人権教育

人権についての正しい知識や人権感覚をもとにして、市民一人ひとりが主体となって、様々な人権課題に対し具体的な態度や行動で取り組める力を育みます。

学びのステージ

生涯学習の視点に立ち、それぞれの発達段階に応じて、家庭教育、幼児教育、学校教育、社会教育において相互の連携を図りながら生涯を通じて人権教育を推進する。

家庭教育

家庭で一人ひとりの命や人権が大切にされる教育が行われるよう、人権や子育てに関する学習機会や情報の提供を行うとともに、家族のふれあいや対話を通じて人権意識の高揚が図られるように、家庭教育支援を行う。

幼児教育

幼児期にふさわしい生活や遊びを通じて、人権を大切にする心を育てる保育を進めるとともに、集団生活の中で、人と関わる力や共に活動する力を育て、子ども一人ひとりの特性に応じて、豊かな人間性が育まれる保育を推進する。

学校教育

あらゆる機会や場において人権が尊重される教育環境を作り、一人ひとりが大切にされ、豊かな人権感覚や人間関係を育てる教育の充実に努める。また、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて計画的・系統的に人権教育を推進する。

社会教育

一人ひとりが自分らしく生きることができ自己の実現をめざし、人権に関する学習機会の充実に努める。また、多様な文化、習慣、価値観等を持つ人々が互いの人権を尊重し、違いを認め合い、豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育を推進する。

教育行政

4 つの学びのステージにおいて、人権教育を支援・推進していくために、教育行政が基本方針の観点に立ったビジョンをもち、効果的に行われるような施策等を講じる。また、生涯学習の視点に立ち、それぞれがお互いに連携を図りながら人権教育の充実に向けた協働を支援する。

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で議ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日発行
昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「人権擁護都市宣言」に関する決議

(平成 18 年 6 月 28 日)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この世界人権宣言及び日本国憲法の理念のもと、明るく住みよいまちづくりは、市民すべての願いである。

しかしながら、私たちの社会には、社会的身分、門地、人種、信条又は性別等による人権侵害が依然として存在しており、自由で平等な社会建設を阻害する要因となっている。

こういう情勢を克服することにより、お互いの人権が尊重され、一人ひとりが生きがいをもって暮らせる橋本市を築いて行かなければならない。

私たちは、新しいまち「橋本市」の誕生を契機に、あらためて人間の尊厳を自覚し、平等な人間社会の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、ここに橋本市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

以上、決議する。

法律及び条約等の名称一覧

本文中の表記	法律の名称	ページ
国際人権規約	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約） 市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）	2
人種差別撤廃条約	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	2
女子差別撤廃条約	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	2
子どもの権利条約	児童の権利に関する条約	2
障害者権利条約	障害者の権利に関する条約	3
同和対策事業特別措置法	同和対策事業特別措置法（昭和 44 年法律第 60 号）	3
障害者基本法	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）	3
高齢社会対策基本法	高齢社会対策基本法（平成 7 年法律第 129 号）	3
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）	3
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）	3
DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）	3
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）	3
いじめ防止対策推進法	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）	4
子どもの貧困対策法	子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）	4
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）	4
ヘイトスピーチ解消法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）	4
部落差別解消推進法	部落差別の解消の推進に関する法律号（平成 28 年法律第 109 号）	4
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）	14
知的財産基本法	知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）	15
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）	15
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）	16
高齢社会対策基本法	高齢社会対策基本法（平成 7 年法律第 129 号）	20

本文中の表記	条約等の名称	ページ
バリアフリー新法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)	20
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号)	20
障害者自立支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)	22
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号)	22
改正障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 46 号)	22
ハンセン病問題基本法	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 82 号)	28
難病法	難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号)	29
犯罪被害者等給付金支給法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和 55 年法律第 36 号)	30
犯罪被害者保護二法	刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律 (平成 12 年法律第 74 号) と 下記の犯罪被害者保護法	30
犯罪被害者保護法	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 (平成 12 年法律第 75 号)	30
犯罪被害者等基本法	犯罪被害者等基本法 (平成 16 年法律第 161 号)	30
刑事訴訟法の一部改正 (改正刑事訴訟法)	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 95 号)	30
再犯防止推進法	再犯の防止等の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 104 号)	32
犯罪者予防更生法	犯罪者予防更生法 (昭和 24 年法律第 142 号)	33
性同一性障害特例法	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (平成 15 年法律第 111 号)	34
プロバイダ責任制限法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成 13 年法律第 137 号)	36
出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成 15 年法律第 83 号)	36

本文中の表記	条約等の名称	ページ
青少年インターネット環境整備法	青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）	36
働き方改革関連法	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）	39
ホームレス自立支援法	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）	40
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）	40
パワハラ防止法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）	41
未帰還者特別措置法	未帰還者に関する特別措置法（昭和 34 年法律第 7 号）	41
北朝鮮人権法	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18 年法律 96 号）	42
アイヌ文化振興法	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成 9 年法律第 52 号）	42
アイヌ民族支援法	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）	42

人 権 関 連 年 表

年	国際状況	国内状況	県内状況
明治 2 年 (1869 年)		・ 版籍奉還	
明治 3 年 (1870 年)		・ 「平民苗字許可令」 布告	
明治 4 年 (1871 年)		・ 廃藩置県 ・ 「解放令」 布告	
明治 23 年 (1890 年)		・ 「大日本帝国憲法」 施行 ・ 「教育ニ関スル勅語（教育勅語）」 発 布	
大正 11 年 (1922 年)		・ 水平社宣言	
大正 13 年 (1924 年)	・ 「児童の権利に関する ジュネーブ宣言」 採択		
昭和 20 年 (1945 年)	・ 「国際連合憲章」 調印		
昭和 21 年 (1946 年)	・ 国連人権委員会の設置 ・ 国連婦人の地位委員会 設置	・ 「日本国憲法」 公布 ・ 婦人参政権行使	
昭和 22 年 (1947 年)		・ 「日本国憲法」 施行 ・ 「教育基本法」 施行 ・ 「労働基準法」 施行	
昭和 23 年 (1948 年)	・ 「世界人権宣言」 採択	・ 「児童福祉法」 施行	
昭和 25 年 (1950 年)		・ 「身体障害者福祉法」 施行 ・ 「精神衛生法」 施行 ・ 「生活保護法」 施行	
昭和 26 年 (1951 年)	・ 「難民条約」 採択	・ 「児童憲章」 制定 ・ 「社会福祉事業法」 施行	
昭和 32 年 (1957 年)		・ 「売春防止法」 施行	
昭和 34 年 (1959 年)	・ 「児童の権利に関する 宣言」 採択		
昭和 35 年 (1960 年)		・ 「身体障害者雇用促進法」 施行	
昭和 38 年 (1963 年)		・ 「老人福祉法」 施行	
昭和 40 年 (1965 年)	・ 「あらゆる形態の人種 差別の撤廃に関する国 際条約」 採択	・ 「同和对策審議会答申」 提出	
昭和 41 年 (1966 年)	・ 「国際人権規約」 採択		
昭和 42 年 (1967 年)	・ 「婦人に対する差別撤 廃宣言」 採択		
昭和 43 年 (1968 年)	・ 国際人権年 ・ 第 1 回世界人権会議		

年	国際状況	国内状況	県内状況
昭和 44 年 (1969 年)		・「同和対策事業特別措置法」施行	
昭和 45 年 (1970 年)	・国際教育年	・「心身障害者対策基本法」施行	・「和歌山県同和対策長期計画」策定
昭和 46 年 (1971 年)	・人権差別と闘う国際年 ・「知的障害者の権利宣言」採択		
昭和 48 年 (1973 年)			・「和歌山県同和教育基本方針」策定
昭和 50 年 (1975 年)	・国際婦人年 ・「障害者の権利宣言」採択		
昭和 51 年 (1976 年)	・「国連婦人の 10 年 (1976～1985)」宣言		
昭和 54 年 (1979 年)	・国際児童年 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択	・「国際人権規約」批准 ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」施行	・「和歌山県青少年健全育成条例」施行
昭和 55 年 (1980 年)	・「国連婦人 10 年」中間年 ・世界会議（コペンハーゲン）国連婦人の十年後半期行動プログラム採択		
昭和 56 年 (1981 年)	・国際障害者年	・「難民条約」加入	
昭和 57 年 (1982 年)	・「国連障害者の 10 年 (1983～1992)」宣言 ・「高齢者に関する国際行動計画」 ・「障害者に関する世界行動計画」	・「障害者対策に関する長期計画」策定 ・「地域改善対策特別措置法」施行	・「障害者にかかる和歌山県長期行動計画」策定
昭和 58 年 (1983 年)			・「和歌山県同和対策総合基本計画」策定
昭和 60 年 (1985 年)	・国際青年年 ・「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	
昭和 61 年 (1986 年)	・国際平和年	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」施行 ・「長寿社会対策大綱」策定	
昭和 62 年 (1987 年)		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	・「和歌山県同和対策総合推進計画」策定

年	国際状況	国内状況	県内状況
昭和 63 年 (1988 年)			・「わかやま女性プラン」策定
平成元年 (1989 年)	・「児童の権利に関する条約」採択	・「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行	
平成 2 年 (1990 年)	・国際識字年		・「和歌山県同和保育基本方針」策定
平成 3 年 (1991 年)	・「高齢者のための国連原則」採択		
平成 4 年 (1992 年)	・「アジア太平洋障害者の 10 年 (1993～2002)」行動課題採択		
平成 5 年 (1993 年)	・世界先住民年 ・世界人権会議開催（ウイーン） ・「障害者の機会均等に関する標準規則」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「障害者対策に関する新長期計画」策定 ・「障害者基本法」施行	・「和歌山県老人保健福祉計画」策定
平成 6 年 (1994 年)	・「人権教育のための国連 10 年 (1995～2004)」採択	・「男女共同参画推進本部」設置 ・「児童の権利に関する条約」批准 ・「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」施行	・「紀の国障害者プラン」策定
平成 7 年 (1995 年)	・第 4 回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「人権教育のための国連 10 年推進本部」設置 ・「障害者プラン ノーマライゼーション七ヵ年戦略」策定 ・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 ・「高齢社会対策基本法」施行	
平成 8 年 (1996 年)		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 ・「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」地域改善対策協議会意見具申 ・「高齢社会対策大綱」策定	・「和歌山県福祉のまちづくり条例」施行 ・「和歌山県国際協力推進指針」策定
平成 9 年 (1997 年)		・「人権擁護施策推進法」施行 ・「人権擁護推進審議会」設置 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行 ・「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」策定	・「喜の国エンゼルプラン」策定 ・「和歌山県環境基本条例」施行
平成 10 年 (1998 年)		・改正「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」施行 ・改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	・「和歌山県同和行政総合推進プラン」策定 ・「人権教育のための国連 10 年和歌山県行動計画」策定

年	国際状況	国内状況	県内状況
平成 11 年 (1999 年)	・国際高齢者年	・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行 ・「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 ・「人権教育の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」人権擁護推進審議会答申 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行	
平成 12 年 (2000 年)	・国連特別会議「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）	・改正「外国人登録法」施行 ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・「循環型社会形成推進基本法」施行 ・「社会福祉法」施行 ・「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行	・「和歌山県男女共生社会づくりプラン」策定 ・「わかやま長寿プラン 2000」策定
平成 13 年 (2001 年)	・「国連識字の 10 年（2003～ 2012）」宣言	・「人権救済制度の在り方について」人権擁護推進審議会答申 ・「人権擁護委員制度の改革について」人権擁護推進審議会追加答申 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 ・「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ・「高齢社会対策大綱」改定	・「和歌山県情報公開条例」施行 ・「わかやま青少年プラン」策定
平成 14 年 (2002 年)	・「新アジア太平洋障害者の 10 年（2003～2012）」行動課題採択	・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 ・「障害者基本計画」策定 ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	・「和歌山県男女共同参画推進条例」施行 ・「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」施行

年	国際状況	国内状況	県内状況
平成 15 年 (2003 年)		・「個人情報の保護に関する法律」施行 ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」策定	・「和歌山県男女共同参画基本計画」策定 ・「和歌山県国際化推進指針」策定 ・「わかやま長寿プラン 2003」策定 ・「和歌山県個人情報保護条例」施行
平成 16 年 (2004 年)		・「性同一性障害の差別の取り扱いの特例に関する法律」施行 ・改正「障害者基本法」施行 ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・「和歌山県人権施策基本方針」策定 ・「紀の国障害者プラン 2004」策定
平成 17 年 (2005 年)	・第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」閣僚級会合）開催（ニューヨーク） ・「人権教育のための世界計画」開始	・「犯罪被害者等基本法」施行 ・「発達障害者支援法」施行 ・「第 2 次男女共同参画基本計画」策定 ・「犯罪被害者等基本計画」策定 ・「次世代育成支援対策推進法」施行	・「和歌山県人権教育基本方針」策定 ・和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」策定 ・「和歌山県地域福祉推進計画」策定
平成 18 年 (2006 年)	・「人権理事会」設立決議を採択 ・「障害者の権利に関する条約」採択 ・「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」採択	・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ・改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 ・改正「高齢者等の雇用の安定に関する法律」施行 ・「障害者自立支援法」施行 ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行 （これに伴い、「高齢者・身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」は廃止） ・「自殺対策基本法」施行	・「和歌山県安全・安心まちづくり条例」施行 ・「わかやま青少年プラン」策定 ・「和歌山県配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定 ・「わかやま長寿プラン 2006」策定
平成 19 年 (2007 年)		・改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 ・「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行	・「和歌山県男女共同参画基本計画」改定 ・和歌山県次世代育成支援行動計画「紀州っ子元気プラン」改定 ・「和歌山県障害福祉計画第 1 期」策定 ・「和歌山県地球温暖化対策条例」施行

年	国際状況	国内状況	県内状況
平成 20 年 (2008 年)		・改正「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・改正「住民基本台帳法」施行 ・改正「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行 ・改正「刑事訴訟法」施行 ・「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」改定 ・改正「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「更生保護法」施行	・「和歌山県防災対策推進条例」施行 ・「和歌山県子どもを虐待から守る条例」施行
平成 21 年 (2009 年)		・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 ・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 ・「強制失踪からすべての者の保護に関する国際条約」批准	・「和歌山県子ども虐待防止基本計画」策定 ・「わかやま長寿プラン 2009」策定 ・「紀の国障害者プラン 2004」改定 ・「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」改定 ・「和歌山県における自殺対策の推進基本方針」策定 ・「和歌山県障害福祉計画第 2 期」策定
平成 22 年 (2010 年)	・第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋15」記念会合）開催（ニューヨーク）	・「子ども・若者育成支援推進法」施行 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」策定	・「和歌山県人権施策基本方針」改定 ・和歌山県次世代育成支援後期行動計画「新紀州っ子元気プラン」策定 ・「和歌山県地域福祉推進計画」改定
平成 23 年 (2011 年)	・第 16 回人権理事会「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	・「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更 ・改正「障害者基本法」施行 ・第二次「犯罪被害者等基本計画」策定	
平成 24 年 (2012 年)		・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ・改正「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ・「外国人登録法」廃止 ・「高齢社会対策大綱」改定	・「和歌山県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定 ・「わかやま長寿プラン 2012」策定 ・「和歌山県子ども・若者計画」策定 ・「和歌山県障害福祉計画第 3 期」策定

年	国際状況	国内状況	県内状況
平成 25 年 (2013 年)		・改正「高齢者等の雇用の安定に関する法律」施行 ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行 ・改正「災害対策基本法」施行 ・「いじめ防止対策推進法」施行 ・改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」改定 ・「障害者基本計画」策定	・「和歌山県における自殺・うつ病対策の推進基本方針」策定
平成 26 年 (2014 年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 ・「障害者の権利に関する条約」批准 ・「過労死等防止対策推進法」施行 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 ・「子供の貧困対策に関する大綱」策定 ・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」施行 ・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行	・「和歌山県いじめ防止基本方針」策定 ・「紀の国障害者プラン 2014」策定 ・「和歌山県子ども虐待防止基本計画」改定
平成 27 年 (2015 年)	・第 59 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）開催（ニューヨーク） ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択	・「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	・「和歌山県人権施策基本方針」改定 ・「紀州っ子健やかプラン」策定 ・「わかやま長寿プラン 2015」策定 ・「和歌山県障害福祉計画・画第 4 期」策定 ・「和歌山県地域福祉推進計画」改定
平成 28 年 (2016 年)		・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ・改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 ・改正「自殺対策基本法」施行 ・第三次「犯罪被害者等基本計画」策定 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 ・「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	・「和歌山県環境基本計画（第 4 次）」策定 ・「障害を理由とする差別の解消を推進するための和歌山県職員対応要領」策定

年	国際状況	国内状況	県内状況
平成 29 年 (2017 年)		・改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」施行 ・改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」施行 ・改正「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ・「自殺総合対策大綱」策定 ・「再犯防止推進計画」策定	・「和歌山県男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定 ・「和歌山県子ども・若者計画」策定 ・「和歌山県子どもの貧困対策推進計画」策定 ・「和歌山県手話言語条例」施行
平成 30 年 (2018 年)		・改正「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 ・「高齢社会対策大綱」改定 ・「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」改定 ・「気候変動適応法」施行	・「わかやま長寿プラン 2018」策定 ・「紀の国障害者プラン 2018」策定 ・「和歌山県障害福祉計画第 5 期」策定 ・「和歌山県自殺対策計画」策定
平成 31 年 令和元年 (2019 年)		・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 ・改正「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」施行 ・改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 ・「認知症施策推進大綱」策定 ・「児童福祉法」改正 ・「児童虐待の防止等に関する法律」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・改正「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 ・「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ・改正「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 ・「子供の貧困対策に関する大綱」改定	・「和歌山県犯罪被害者等支援条例」施行 ・「和歌山県子ども虐待防止基本計画」改定
令和 2 年 (2020 年)		・「改正労働施策総合推進法」施行	・「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の施行 ・「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」の施行

年	橋本市の状況
平成 17 年 (2005 年)	・「橋本市人権施策基本方針」策定 ・R 社社員研修差別事件
平成 18 年 (2006 年)	・旧橋本市と旧高野口町と合併して新「橋本市」に
平成 19 年 (2007 年)	・「橋本市人権尊重の社会づくり条例」制定
平成 20 年 (2008 年)	・「橋本市人権施策基本方針」改訂版策定 ・「橋本市長期総合計画」策定
平成 22 年 (2010 年)	・「橋本市人権に関する市民意識調査」を実施 ・「橋本市次世代育成支援行動計画」策定
平成 23 年 (2011 年)	・県立橋本体育館差別発言事件
平成 24 年 (2012 年)	・「第二次橋本市男女共同参画計画」策定 ・「橋本市地域福祉計画」策定 ・Y 社土地差別記載事件
平成 26 年 (2014 年)	・「橋本市いじめ防止基本方針」策定 ・「橋本市子ども子育て事業支援計画」策定
平成 27 年 (2015 年)	・「新市まちづくり計画」の変更 ・「橋本市男女共同参画推進条例」施行 ・「第 2 次橋本市障がい者計画・第 4 期障がい福祉計画」策定 ・「橋本市教育大綱」策定
平成 28 年 (2016 年)	・「橋本市生涯学習推進計画」策定 ・「健康はしもと 21 計画（橋本市健康増進計画）」策定
平成 29 年 (2017 年)	・「第 2 次橋本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定 ・女性電話相談事業を開始（人権・男女共同推進室）
平成 30 年 (2018 年)	・「第二次橋本市長期総合計画」策定 ・「橋本さわやか長寿プラン」策定 ・「第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」策定 ・「橋本市環境基本計画（第二次）」策定 ・「橋本市人権に関する市民意識調査」実施
平成 31 年 令和元年 (2019 年)	・「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」施行 ・「橋本市人権尊重の社会づくり審議会」開催（計 3 回） ・「第 2 期橋本市教育大綱」策定
令和 2 年 (2020 年)	・「橋本市人権尊重の社会づくり審議会」開催（計 3 回） ・「第 2 期橋本市子ども子育て支援事業計画」策定 ・「インターネットモニタリング事業」試行 ・「男女共同参画に関する市民意識・実態調査及び事業所実態調査」実施 ・「橋本市部落差別の解消を推進する条例」制定
令和 3 年 (2021 年)	・「橋本市人権施策基本方針」二次改訂版策定 ・「橋本市新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症を原因とする人権の侵害を防止する条例」制定

橋本市人権施策基本方針 第二次改訂版

令和3年（2021年）3月

発行 橋 本 市

編集 橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室

〒 648-8585

和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

TEL (0736) 33-1229

FAX (0736) 33-1665

E-mail jinken@city.hashimoto.lg.jp

